

三 明代法制史料

濱島 敦俊

総説

明代には、『明律』（『大明律』ともいう）を始めとして、法典・判決・契約・訴訟文書など、多種の法制文献が存在し、法制史のみならず、歴史学の諸分野に貴重な史料を提供してきた。本稿は、特に次の三種を選んで、積読を試みる。

（A）弘治年間（一四八八～一五〇五）に集成された先例集『皇明條法事類纂』。原本は、世界中で東京大学総合図書館所蔵の抄本が存在するのみである。かつて、抄本の影印本が出版されたが、版面が必ずしも鮮明ではなかった。

（B）「判牘」。裁判に従事した、府推官や知県などの地方官僚が残した判決文集であり、刑事案件を集めた「刑案」に対し、主として民事紛争の裁定が収められている。清代の判牘は多く、日本にも多数伝来してきた。しかし明代のそれは、中国大陸には多種存在するが、日本には台湾で影印復刻された明末の一書を除き、全く存在しなかった。

（C）「地方志」。広くは省レベルから府・州・県レベル、さらには鎮・郷レベルまで、当該地域の歴史や現況を紹介する地誌である。日本にも無数に存在し、歴史研究、特に近世・近代社会経済史研究の根本史料の位置を占めてきた。実は、この種の史書を「法制史料」の範疇に含めることには、異議があるかもしれぬ。しかしごく稀ながら、直接法制に論及する史料を所載するものがあり、また間接的に法制関係の材料を提供してくれるものも多々存在する。

無数の法制文献のなかから、あえてこの三種を選択したのは、法制史研究に有用と考えられるにもかかわらず、あるいは最近まで公開されていない天下の孤本であって利用に不便であったこと（A）、あるいは長らく日本に存在しなかったこと（B）、そして狭義の法制文献とは言い難いこと（C）、つまり、いずれも法制史料としてほとんど利用されて来なかったことを考慮したからである。

本文に入る前に、『明律』など洪武年間（二三六八―一三九八）に頒行された基本法典を概観しておこう（この項の法制に関する記述は、多くを「佐藤一九九三」に負う。もちろん、誤りありとすれば、筆者が責めを負うものである）。朱元璋は、正式に帝位に即く前年、呉元年（丁未一三六七年）に、たとえばただ天子のみの権利・義務である天の祭祀のための施設＝天壇の築造を命ずるなど、伝統王朝の具有する諸設備・措施を積極的に推進し、事実上の王朝を創建していた。律・令の編纂もその一つであり、それは翌年、即位直後の洪武元年（一三六八）正月に正式に公布された。後世に残らなかったこの洪武元年律は、内容を知るによし無いが、中央政府＝中書省（洪武一三年廃止）の下部の行政機構＝六部に即して、吏・戸・礼・兵・刑・工各律の六編から成っていた。北宋が創立と同時に施行した法典『宋刑統』が『唐律疏義』を継承していたように（「一 宋代法制史料」参照）、新王朝が前朝の基本法典を継承する例は少なくなく、清律も基本的に明律を踏襲して削除・附加を行ったものであった（谷井一九九三）。

しかしながら、明朝の前朝には、承継すべき整った法典が存在しなかった。元朝には、元律編纂の意図があったとされるが（植松一九九三）、人種・民族・言語・習俗・宗教など複雑な多元性を特徴とした帝国では、法律文化も多種多様であり、天下に通行する包括的統一法典の編纂はきわめて困難であったはずであり、元律は実現しなかった。初期朱元璋政権での新律制定には、政権の理念の構築に大きく貢献した浙東朱子学派などの学者官僚のみならず、政権のなかで大きな勢力を占めており、法律や行政の実務に習熟していた、元朝の掾史＝上級胥吏出身者が多く参与していたこと、そして実際には後者の方が大きな役割を演じていたことが想像される。

彼らは、詔令・判例を集成した『元典章』や『通制條格』など、元代の各種の法令を適宜撰取しつつ、新律を編纂したのであろう。ただ洪武元年律は、二か月という短期間に編纂されたとされ、完整した体裁を具えておらず、公布後も現実の事態に対応するための「条例」がしばしば頒行された。やがて洪武七年（一三三七）に、律は改定され、総論に相当する「名例」以下全一二篇からなる新律が制定されたが、この法典も残存しない。この後も、律の不備を補うべく、「律例」の制定が行われ、洪武二年（一三八九）には、それらを収めた新律が制定された。それは冒頭に名例律を置き、以下を洪武元年律と同じく六律に分類していたというが、これも現存しない。律の改定はさらに行われ、いわゆる『明律』として現存する、洪武三十年律が頒行された。その内容は、洪武二十二年律とほぼ同一であったであろうと考証されている。

これに加えて洪武年間（一三六八～一三九八）には、不備の律を補う機能をもって、具体的な個案に対して太祖（朱元璋）が下した教戒と判断を集成した判決集『御製大誥』が、三次『大誥武臣』を入れると四次）に涉って編纂・頒布されており、『明律』を補う法典の機能を有していた。現在、『明律』には各種のテキストが存在するが（佐藤一九九三）に詳説）、閲覧には、各律条ごとに関連する条例をも収録する標点本（黄一九七九）に詳説）が最も便利である。

洪武元年（一三六八）の『大明律』頒行と同時に『大明令』も施行されたが、これには、いわゆる行政法規のみならず、刑事に関わる条文も含まれている。これは、『大明律』・『御製大誥』や後掲の『教民榜文』などとともに万曆七年（一五七九）刊行の『皇明制書』に収められている（日本には三種類の版本が存在するが、東洋文庫所蔵本を底本に、一九六七年、古典研究会から影印本が出版された。同書末尾に、山根幸夫「解題」が載せられている）。

ちなみに、これら刑法典は、実際にはいかに使用・適用されたのであろうか。新律は当然、地方官の裁判に法源を提供したであろう。しかし、洪武年間に施行されつつ、更定を重ねていた初期の『明律』の機能について、普遍的な刑法典というよりは、権力草創期の文武官吏の風気の肅正、紀律の維持を主眼としていた、ある種の服務規範の

性格を帯びていた可能性を筆者は推定する。

洪武三年（一三七〇）、浙江徳清県新市鎮の王姓の地主家族の次男が、明朝最初の郷試を経て挙人となり、陝西平涼府崇信県の知県に赴任した。家郷に在った父親がこの次男に送った書簡が、偶然太祖の眼に触れ、その内容に感心した太祖が父親を褒賞した出来事があった（『太祖實録』洪武四年閏三月条）。実録は父親の書簡を節略して紹介しているが、新市鎮の王姓家族の子孫が収蔵していた原文の全文が、弘治『新市鎮志』に収録されている。在郷の父が与える細々とした服務上の訓戒のなかに、「新律を熟読すれば、自ずと法を守り、道を誤ることはないだろう」との一言が見えるのも、洪武元年律の機能を示唆するものといえる。

では、一般民衆に関わる事案は何に基づいて処理されたのであろうか。以下に管見を述べる。もちろん、洪武期の明朝は前朝を承け、たとえいまだ緻密ならずとも、また地方的に均質を欠くとはいえ、整備された地方行政兼司法衙門を下部にもっていた。そこで徒刑以上の殺人・傷害・強盗など、いわゆる「重事」は、新律に依拠して州県官が裁いたであろう。しかし、その他の杖罪以下の軽微な刑事事件は共同体（郷里・宗族）の制裁に、そして一切の民事紛争も共同体の調解に、総じて民間郷里社会が伝統的に具有する自律的秩序維持機能に委ねていたようである。それは、世情の実態により即した処理を可能にするとともに、官憲の行政コストを極力減らしていたのではないか。それを明瞭に示すのが、前掲『皇明制書』に収められた、洪武三年（一三九八）発布の『教民榜文』である。これは、里長・里老人、つまり村役人（「地方」と表現されている）及び「耆老」＝長老たち、換言すれば実質上は鄉村居住の地主階層に、裁判・調停の義務（権限）を委ねることを明確に定めている。この規範には、郷里での審判・調解を経ずに、直ちに城内の州県衙門に訴えを興す者は、その訴願内容の是非・真贋を問わず、杖刑に処され、郷里の審判に戻される規定が存在する。

つとに「和田一九二五」が太祖の『六論』を「教育勅語」に喩えて注目して以来、これら明初の民衆・郷村の諸政

策に関する伝統的な研究はもっぱら民衆の「教化」の視角から『教民榜文』を理解してきた。しかし、裁判権・行刑権、つまり本来は公権力にのみ行使が許されるはずの権能を、郷里社会（の有力者階層）に全て委任していることは簡単なことではない。この『教民榜文』も重要な法典なのであって、法制文献の範疇に含めて誤りはあるまい。最終的に確定された『大明律』の頒行が洪武三〇年（二三九七）、そしてその翌年正月に『教民榜文』が公布される。明朝初期の犯罪や紛争の処理が、公権力（重事）・共同体（軽事と民事）の二途に依っていたことに注意しておかねばならない。ところで、伝統的な研究は、この『教民榜文』や耆老の裁判権を、王朝が上から新たに制定したものと理解する方向に傾いていたようである。筆者はそうではなく、民間社会に現に在る、かつ前代から継続してきた、民間の自律的秩序維持の慣行を、王朝権力が公的に追認し、全国に普遍的に整序化し、成文法としたものが『教民榜文』であったと推定する（瀨島一九八二二三四、五六八頁。「瀨島一九九三五一四頁」）。

【参考文献】

佐藤邦憲「明律・明令と大誥および問刑條例」（滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収）

谷井俊仁「清律」（滋賀前掲書所収）

植松 正「元典章・通制條格」（滋賀前掲書所収）

黄 彰健『明代律例彙編』（台北、中央研究院歷史語言研究所、一九七九年）

和田 清「明の太祖の教育勅語に就いて」（『白鳥博士還暦記念東洋史論叢』岩波書店、一九二五年所収）

瀨島敦俊『明代江南農村社会の研究』（東京大学出版会、一九八二年）

瀨島敦俊「明代の判牘」（滋賀前掲書所収）

一 『皇明條法事類纂』

【解題】

『皇明條法事類纂』は、明代中期、律の不備を補う成文法としての「条例」を修纂する動きが始まった時期に（おそらく弘治『問刑條例』編纂を将来に見据えて）、現存する条例を編纂したものである。東京大学総合図書館所蔵抄本は、巻首に序文・目録を備えているが、つとにこの書を紹介した仁井田陞氏（仁井田一九四〇）の指摘のように、序文は後世の偽作である。また抄本は編纂者について、序文に拠り、嘉靖初期の監察御史戴金（確かにその人は存在する）とするが、信を措きがたく、何人の手になるか不明である。筆者は、収載史料の最新の例が、弘治七年（一四九四）より下らないことを考えれば、当時の刑部尚書白昂などではなかったかと推定する（ちなみに、初めて『問刑條例』を編纂したこの高官が、『明史』には、附伝にすらも全く立伝されていないのは、不可思議である）。巻首の目録も杜撰であり、『明律』の基礎的知識を脱落した後人が付加したものであろう。

すでに述べたように、洪武三〇年（一三九七）に確定した『大明律』は、少なからず唐律を踏襲していた。しかし、当然ながら、明代に生起するさまざまな事象を処理するのに、到底、適応できる法典ではなかった。すでに洪武年間から明代中期に到るまで、「律条」の不備を補う「例」が、「皇帝の判断にもとづく単行立法」（徳永二〇一八）として蓄積されていた。やがて、成化年間頃から、このような条例を集成する動きが起こり、「皇明成化條例」・「皇明弘治條例」が編纂された。この条例集は完全な形では残存しないが、近年、北京で出版された楊一凡編『天一閣藏明代政書珍本叢刊』（北京、線装書局、二〇一〇年）の巻三―五に収められた抄本『條例全文』にその一部を見出すことができる。

これらは、現在に残る弘治一三年（一五〇〇）の『問刑條例』に結実し、その後、嘉靖二九年（一五五〇）・万曆一三年（一五八五）にも『問刑條例』が作成された（「黄一九七九」「佐藤一九九三」「徳永二〇一八」）。個別の条例として累積されてきた事例・判例をば、律条を補う成文法典としての「条例」として確定しようという明代中期のこのような流れのなかに、本節で扱う『皇明條法事類纂』は位置づけられるものである。

この書には、英宗最後の天順八年（一四六四）から、憲宗・成化年間（一四六五～一四八七）を経て、孝宗・弘治七年（一四九四）までの条例が、名例と六律の七部に分類されて収められている。ただし、この後の『問刑條例』などのように最終的に抽象化・規範化された法令の体裁をとっておらず、中央・地方の官僚の条奏に始まり、天子の下命を受けた関係衙門官員の「會議」（現代日本語の「会議」とは少し意味が異なり、所屬衙門を異にする官僚の会同・合議を意味する、行政・法制用語である）を経て、復命の上奏に到る文書が記録されている。ただ文書の全体が収録されているわけではなく、大部分は削除され、肝要とみなされた部分のみ残っている。我々は利用の際に、検討内容や決定に到る過程を、行間から読み取らねばならない。

テキストとして、永らく孤本であったが、一九六六年に影印本が出版され（古典研究会編『皇明條法事類纂』大安、閲覧は容易になった。ただし、元来の抄本の文字・語彙に問題が多いように、この縮尺の影印本のみでは、正確な文字が読み取れない箇所が多々存在する（ついでに触れれば、長澤規矩也氏による影印本の解題は、序文の所説に依拠して論述しており、たとえば『永樂大典』云々など、荒唐な過ちを継承したところが存在する）。近年、中国から劉海年・楊一凡両氏を主編とする標点本が出版された（『中国珍稀法律典籍集成』乙編第四～六冊、北京、科学出版社、一九九四年）。斯界で定評ある研究者の主導でなされた作業であり、影印本に比べ、格段に利用しやすくなったが、完全とは言えず、原文を勝手に変改した箇所も見出されるといふ（「徳永二〇一八」 iii頁）。

このように、完璧なテキストの作成が必要とされていた状況のなか、富山大学徳永洋介氏を中心とするグループは、

まず良好な写真画像版を作製し、判読がきわめて便利となった。二〇一七年夏から、この画像版は東京大学総合図書館のウェブサイトに既に公開されている。その作業のなかで、徳永氏などは、写真画像と影印本にもとづき、各巻の巻首目録に従って収載文書の標題を分類・配列し、不分巻の部分をも含めて本文の所在確認をくまなく行い、さらに本文中に収載されながら目録に標題が掲げられていない文書の整理にまで着手し、『皇明条法事類纂条名目録』（科研報告書、二〇一八年）を刊行した。冒頭の徳永「解題」は、きわめて有用である。かかる作業と並行して、全文の訳読作業も継続されている。

整理された目録内容、より鮮明な画像版の出現は、今後の利用の拡大が見込まれ、法制史研究は言うに及ばず、史料が少ない明代中期の社会経済の研究にも豊富な情報を与えることになるであろう（管見の限り、社会経済史の史料としてこの書を用いた例は、小山正明氏が、かつて江南デルタの佃戸の身分問題を論じ（『小山一九五七・一九五八』）、また、江南デルタの糧長の権勢を論じた際に（『小山一九六九』）、ごく一部を使用しているのみである）。

【史料Ⅰ】 書影 3

『皇明條法事類纂』卷一、五刑(一)「弘治七年九月二十七日白昂等題奏」

① 原文(甲・乙・丙・丁の段落は、筆者による。◇空格、□判読不能、「」誤字・脱字を補う)

甲…弘治七年九月二十七日、刑部等衙門、太子少保・尙書等官白◇(昂)等題。

乙…一。去羽翼、以抑豪強。切「竊」見、江南地方有等豪富之家、或奉例納粟冠帶、或自祖充當糧長、專持「恃？」己富、不遵國法。出行之際、陸路則涼漆傘轎前特「持」後擁、水路則樓舡響器左擺右列。收留各處軍灶匠籍或強盜竊賊、招集四外遊手好閑或搬戲賭博之徒。皆因原籍犯罪逃來、此處隱藏。及有本地躲避差役小民、故將子弟投獻。又有極貧人戶、因欠錢債、願將兒女准折。前項之徒、幸得豪富收留、便要仗勢欺人。或遇「是？」主人使令收租・取債。或

是家主着令出外經商。三五成群如虎狼、十數逐隊惡似鷹鷂。或強奪小民家業、或欺姦貧民妻女。威縛欠債人戶、私置牢獄。妄稱租田名色、公然詐取。非禮犯分、靡所不爲。除將見犯者屢經依律問擬遞解外、查何「得？」此等人犯、因襲既久、倣倣成風。

如蒙乞敕法司、備出榜文、嚴加禁約、通行各處問刑衙門。今後如有勢豪之家、改過自新、將收留前項之徒、赴官出首發解者、免其本罪。如是仍前恃頑故違、堅留在家、主事害人者、許地方・里老・四隣并被害之人、指實赴官首告。先將本豪拿問、如律革去冠帶。其來歷不明之徒、追問明白、枷號一箇月、滿日遞回原籍收查、從重問斷。若里老人等畏懼勢要、知而不舉者、事發、一體治罪。

丙・前件查得。先爲建言事。該刑部等衙門、尙書等官陸◇(瑜)等題准。各處軍・民・舍余「餘」人等、遇例納糧等項冠帶者、不分有無品級、有犯姦盜詐僞等項贓罪、行止有虧、革去冠帶。其犯輕罪、照例冠帶。

余「今？」御史□(劉)廷瓚奏稱。前因。

丁・合無通行南北直隸并浙江等布政司、各該巡撫・巡按官、轉行各屬。但有義官・糧長及一應官豪殷實之家、除擅自擡轎、及用應禁器械、因債准折子女、俱各依律治以重罪。敢有收留在郡「軍？」逃來一應來歷不明之人、在家作爲伴當等項名色、許令自首、悉免問罪。軍・民・匠・灶、各從本色遞發原籍、着役當差。若待「恃？」頑不首者、問罪枷號一箇月、滿日遞回。其有平昔過房在家、爲義男・女婿等項、不係逃來投託之人、止照常例發落。義官有犯、仍照舊例、犯該行止有虧者、革去官職。不碍行止者、俱不去官(。)

② 構成

元代の『元典章』と共通して(一) 元代法制史料(参照)、このような行政・法制文章の読解に際しては、文章全体の構造を掴んでおくと理解しやすい。天子への提案である発端の上奏から、最終の決定(天子の裁可)に到るまで、官

僚たちの検討は、時に前例を探索・参照し、同類の提議を参考にするなど、無数の文章が引用される。その分別が、この類の史料を読む時の重要な指針となる。

まず、①原文の第一行はタイトルに相当する（甲とする）。「題」とあるから、本文は、天子に標題を示した「題本」でもって上奏した「題奏」である。「〳等の衙門、〳等の官」と、複数の官署の官僚が共同で提出したことが示されるが、扱う問題からして、刑部のほかに都察院・大理寺など、中央政府の司法関係の二衙門が加わり、「天子の下命に応じて」「會議」し、結果を連名で提出したものであろう。まず何人かが（おそらく文中丙の末尾に出現する「御史劉廷瓚」）、最初に天子に条奏を上げ、天子はそれを刑部に下し（下部）、関連衙門が会同して検討するように命じた。會議が行われ、結論を天子に「覆議」したのがこの史料である。

元来、最初の上奏の全文にはじまる膨大な文章が含まれていたが、多くが削除された。第二行「一、去羽翼」に始まり、第一二行「一體治罪」までが、発端の条奏の一部である。ここまでは、本文の第一部分（乙とする）であり、天子から検討を命ぜられた課題と考えてよいであろう。

続く、第二部分（丙とする）においては、乙において述べられた社会現象を、法律上、如何に処理すべきか、検討がなされる。第一三行「前件查得」に始まり、第一五行「前因」に終わる。

最後に、第三部分（丁とする）が、天子に応えて會議・検討した具体的結論である。第一六行「合無」に始まり、最終第二〇行「俱不去官」に終わる。

つまり、タイトル甲を除き乙・丙・丁の三つの部分から構成されている。この種の文章としては、構成は簡単な方に属すると言える。

第一部分乙は、一個の上奏を引いているが、内容から見て、さらに二つに分けられる。前半は、①原文第二行「切見」から、第八行「倣倣成風」まで。ここまでは事実、つまり上奏した官僚が観た、江南社会の「義官」の憂うべき

現状が述べられている。そして、後半は、第九行「如蒙乞勅法司」から第二二行「一體治罪」まで、上奏者に依る法的処理の具体的な提議が紹介されている。

第二部分丙も、さらに二つに分けられる。前半は、第一三行「前件查得」から第一四行「照例冠帶」まで、既に天子の裁可を得ている既往の条例が参照される。後半に、第一五行一行のみ「前因」として内容は省略されているが、御史劉廷瓚の上奏に含まれていた提案が引用される。つまり丙の後半部分は、乙の後半と同一内容であり、煩瑣な重複を厭って省略し、「前因」と表現されるのである。

こうしてみると、この題奏は、タイトルの他、大きく三部に分かれ、さらに甲二・乙二・丙一と、合計五部から構成されていることが分かる。

このように『皇明條法事類纂』そのものに即して、経緯を推定し、全体の構成を考えてきた。ところで、【解題】で述べたように、元來の文章が残されている可能性がある、弘治年間編纂の抄本『條例全文』を検索すると、この史料の基礎となった原文の全文が収録されており(第五冊二六―一四七頁)、叙上の推定が完全に裏付けられた。まず、この下命・検討・覆議の経緯は「巡按直隸監察御史」すなわち俗称「蘇松巡按」であつた劉廷瓚の上奏、「爲應制陳言事(勅旨に依えて意見を申し上げます)」に始まつた。この上奏はいわゆる「條奏」であり、前文の後に「計開」という定型句(「全て逐条に書き記す」の意)があり、以下に「禁勢要・禁刁惡・去羽翼・清刑獄・除吏弊・禁貪惡」全六か条の提議が述べられている。この上奏は、某月某日、天子から、刑部・都察院・大理寺(つまりその語句は見えぬが、「三法司」)に、検討が下命された。『條例全文』の原文には、提議六か条各項の末尾に、それぞれ「前件查得」に始まる検討結果が述べられている。会議した三法司は、九月二十七日、結果を覆議し、同月三〇日、「准議(議を准す)」との「聖旨」を奉けた。本史料は、全六条のうち、三番目の「去羽翼」についてのみ採録したものである(なお文言の異同は、皆無ではないが、ほとんどない)。

③ 訓読

甲…弘治七年九月二十七日、刑部等の衙門、太子少保・尙書等の官白〔昂〕等、題す。

乙…一。羽翼を去り、以て豪強を抑ふ。切に見るに、江南地方の有等の豪富の家、或いは例を奉けて粟を納め冠帯せられ、或いは祖〔先〕より糧長に充當せられ、専ら己の富を恃み、國法に遵はず。出行の際には、陸路なれば則ち涼漆の傘轎を前に持し後に擁す、水路なれば則ち樓舡に響器を左に擺べ右に列ぬ。各處の軍・灶〔竈〕・匠籍、或いは強盜・竊賊を收留し、四外の遊手好閑、或いは搬戲・賭博の徒を招集す。皆原籍にて罪を犯して逃來し、此處に隠藏するに因る。及び本地の差役を躲避するの小民、故に子弟をは投獻する有り。又た極貧の戸、錢債を欠くに因り、兒女を准折せんことを願ふ有り。前項の徒は、幸に豪富に收留せらるるを得ば、便に勢に仗りて人を欺す。或遇〔是〕？。次の文と対句。或是、或是。アルイハ、アルイハ。いは主人の使令にて租を收め、債を取る。或是いは、家主の着令して出外して經商せしむ。三五群を成すこと虎狼の如く、十數隊を逐ね惡しきこと鷹鷂に似たり。或いは小民の家業を強奪し、或いは貧民の妻女を欺姦す。欠債の戸を威縛し、私に牢獄を置く。妄りに租田の名色を稱し、公然と詐取す。禮に非き、分を犯し、爲さざる所靡し。見に犯す者にして屢經律に依りて問擬せられ、遞解せらるるをば除くの外、此等の人犯を查得するも、因襲既に久しく、倣倣し風を成す。

如し蒙りて乞ふらくは、法司に救し、榜文を備出し、嚴しく禁約を加へ、各處の問刑衙門に通行せしめられんことを。今後、如し勢豪の家、改過して自新し、收留せし前項の徒をば、官に赴きて出首せしめ發解せる者有らば、其の本罪を免す。如是前に仍りて恃頑して故違し、堅留して家に在らしめ、主事して人を害せしむる者は、地方・里老・四隣、並びに被害の人、指實して官に赴き首告するを許す。先づ本豪をば拿問し、律の如く冠帯を革去す。其の來歴不明の徒は、追問して明白なれば、枷號一箇月。滿つる日に原籍に遞回して收查せしめ、重に従ひて問斷す。若し里老人等、勢要を畏惧し、知るも舉げざる者は、事發かるれば、一體に治罪す。

丙・前件、査し得たり。先に「建言の爲にする事」〔有り〕。該刑部等の衙門、尙書等の官陸〔瑜〕等題し、准されたり。各處の軍・民・舍餘人等、例に遇ひて納糧等の項にて冠帶せる者は、品級の有無を分かつたず、姦盜・詐僞等項の賊罪を犯し、行止に虧有る者有らば、冠帶を革去す。其の輕罪を犯すは、例に照らして冠帶せしむ。

今、御史劉廷瓚の奏に稱すらく。前因。

丁…合に、南・北直隸、並びに浙江等の布政司、各該の巡撫・巡按官に通行し、各屬に轉行すべきや無や。但し義官・糧長、及び一應の官豪・殷實の家、擅自に擡輜せしめ、及び應に禁すべきの器械を用ひ、債に因りて子女を准折する有らば、俱に各々律に依りて治すに重罪を以てするを除き、敢へて軍に在るも逃來するなど、一應の來歴不明之人を收留し、家に在りて伴當等項の名色に作爲する有らば、許して自首せしめ、悉く問罪を免ず。軍・民・匠・灶は、各々本色に従ひて、原籍に遞發し、役に着け差に當らしむ。若し恃頑して首せざる者は、罪を問ひ、枷號一箇月〔を科し〕、滿つる日に遞回せしむ。其れ平昔に過房して家に在らしめ、義男・女婿等の項と爲すは、逃外投託の人に係はらざれば、止に常例に照らして發落せしむ。義官に犯すもの有れば、舊例に仍照して、犯すこと「行止に虧有る者」に該るは、官職を革去せしむ。行止に碍あらざる者は、俱て官を去らざらしむ。

④ 語釈

〔切見〕正しくは「竊見」と書くべきで、同音の略字である。「ひそかにみる」の意で、情況・制度などの問題を指摘する際に常用される、開頭の謙讓語である。「せつけんすらく」と訓じても構わない。〔納粟冠帶〕・〔義官〕粟とは糧食のこと。明代中期、飢饉や戦時に際し、江南デルタ等の富民に、食糧の献納を求め、見返りに名目上の官員身分を与え、その象徴である冠と帯を与えて着用を認めた。実際の職務は持たずとも、最早「民」に非ず、「官」の資格を有し、礼遇された。そのような官員は「義官」と呼ばれた。敢えて喩えれば、江戸時代の郷村の庄屋層に、時折認許された「苗字帯刀」の特権に似る。〔糧長〕元代以降、租税を「糧」「税糧」と呼ぶようになった（本史料では糧食の

意にも使われているが、明代では稀である。洪武四年、各郷村に徭役負担能力を有する一〇戸をもって里甲を編成し、以後一〇年ごとに再編された。各里は毎年里長一戸、甲首一〇戸を出し、税糧の徴収と上納に従事させた。ただ長江中・下流域の穀倉地帯では、税糧の処理は煩雑であり、富裕の在村地主を「糧長」に任じ、複数の里長を統括させた。前項の義官の身分獲得者には、このような糧長が多かった。〈軍・灶・匠籍〉明朝では、庶民は、軍戸・民戸・竈戸
Ⅱ 灶戸・匠戸四種の戸籍に分類された。民戸と匠戸（手工業）は州・県に属した。軍戸は、主として「衛所」に所属したが、州・県に属する戸もあった。竈戸Ⅱ 灶戸は、「鹽場」に属し、製塩に従事した。〈便要〉「要便」か。直ちに。
〈投獻〉庶民が、財産や人身（自己から子女まで）を、勢力のある富豪・官僚に、自ら（多くは無償で）譲渡し、保護や税役軽減を求める行為。日本の莊園形成の際に「寄進」に見られたように、主体の庶民が貧民とは限らない。「投獻」は主に土地を指し、人身の場合は「投靠Ⅱ 靠身」という場合が多い。〈准折〉借金などのかた、代償に充てる。『明律』は戸律・錢債「違禁取利」条に、「若し人の妻妾子女を准折する者は杖一百。強奪する者は、二等を加ふ（徒一年半、杖七十になる）」と定めている。〈收租〉前掲語釈〈糧長〉で述べたように、元代以降、租税は「糧」と呼ばれた。「租」は「佃租」ともいい、地主に納める小作料をいう。このような「租」の意味はさらに拡張し、現代では、土地・家屋や物件の貸借を意味するようになっていた。年貢の取り立てを「收租」・「催租」などと呼ぶ。〈出外經商〉外地に赴いて商業取引に従事すること。奴僕が主人の命で行う例もあった。〈威縛〉暴力で不法に捕えて、緊縛すること。『明律』刑律・鬪毆「威力制縛人」条があり、私人の不法監禁は禁止されていた。〈除外〉「ノゾクノホカ」と訓じ、そこで句点を打つてもよい。日本語の除外の意ではなく、「既に規範・方針が決まっていることは当然にそれに従って処置するので、改めて論ずることはしない」の意。第一六行にも「除」が出てくるが、同じ意味である。〈間擬〉審問と擬罪Ⅱ擬律。最終判決は罪により、最も軽い杖罪の州県から段階を経て、死罪の皇帝に到るまで、いくつかの段階があった。最終判決の権限がない場合の罪・刑の判断は、上級審に送る「擬」しかできない。なお「擬」は、現代

の行政用語にも用いられている。〈遞解〉・〈遞回〉「遞(通)」は公務人員や文書を送達する官營の「駅遞(通)」。「解」とは送ること。駅遞をもって逮捕した人員を上級あるいは原籍へ送ること。「遞回」は原籍へ送り返すこと。〈法司〉司法衙門で、広義には州県まで含まれるが、多くは中央の刑部・都察院・大理寺等を指し、「三法司」とも呼ばれる。〈問刑衙門〉裁判を担当する官署で、州・県に始まり、府・按察使司・巡撫に到る地方衙門、刑部などの中央の「法司」などを指す。〈通行〉「行」とは官衙・官僚の間で公文書を送ること。上級へは「上行」、対等の場合は「平行」、下級へは「下行」という。「通行」とはすべての衙門に下達すること。〈地方・里老・四隣〉「地方」とは、糧長・里長など(前掲語釈〈糧長〉参照)。「里老」里老人」とは、各里の年長有徳者から選んで任命され、教化・裁判を担当した。「四隣」とは東西南北の隣人。〈枷號〉唐律を承ける『明律』は、笞杖徒流死の「五刑」を名例律で正規の刑と定めていたが、明代中期、首・手首・足首に枷(かせ)を嵌めて晒し者にする「枷号」が、実刑に附加されて科されるようになった。〈合無〉「マサニウスベキヤ、イナヤ」と訓ずる。「マサニウスベシ」よりは弱め、最終の決定を相手(この場合、天子)に判断を委ねる文言。〈南北直隸并浙江等布政司、各該巡撫・巡按官〉明初は元制を受けて、地方行政は行中書省が分担していた。洪武一三年、胡惟庸事件を契機とする官制改変で地方の行省は廃止され、一三の布政使司(行政)・按察使司(監察・司法)に分けられた。首都は中央の「直隸」とされたが、永樂以降の二都システムにより、南・北直隸とされた。やがて、実質上、省の首長である巡撫が置かれ、また官品は低いが、監察担当で巡撫と同格の巡按御史が派遣されるようになった。〈品級〉官僚は、正一品から下つて従九品まで、一八段階の官品を授けられ、そのランクを示していた。官品を持つ官員を「品官」・「流官」・「入流」などと呼んだ。この下に、官員ではあるが、官品を持たぬ人々があり、「未入流」と呼ばれた。義官の官品は低く、未入流の場合もあった。「品級の有無を問はず」とは、入流・未入流を区別せず、の意であろう。〈伴當〉従僕。〈過房〉註(3)に詳述する。〈義男〉太祖は、皇族と、功臣・貴族以外に、奴婢の収養を禁止した。しかし、現実には、地主・官僚・商人など富裕な家庭に、

奴僕・婢女を缺かすことはできない。方便として、奴婢を「義男・義女」、つまり養子・養女と称して収養するようになり、官憲もこれを公認していた（本稿【史料Ⅲ】『讀律瑣言』参照）。また義女（つまり婢女）と義男（つまり奴僕）を結婚させ、女婿と称する場合もあった。本稿次節で紹介する判牘史料が、まさしく、この領域に関わる民事紛争を扱っている。〈本色〉「色」は種類の意味（元代の色目人も、さまざまな「種類」の人の意で、決して瞳の色のことではない）。本色とは、元来の種類。他に替えれば「折色」。〈轉行各屬〉上級から下されてきた文書を、さらに属下の官署に転達する。〈従重〉いかなる行為が某「罪」に該当し、それに科す「刑」の種類が、期限など段階を設けて、律に規定されている。「従重」とは、重い方を科すことをいひ、対語は「従軽」。ついでに「刑罰」は現代語になったが、元來は「刑・罰」であり、実刑を科さず、物貨や貨幣での代納を許すのが「罰」＝「罰贖」である。〈前件査得〉官の行政・法制文書に頻出する語句。「前件」とは、検討を命じられた課題、あるいは訴状など、前提となる文書・事情。「査得」は調査検討の結果を述べる冒頭の語句。「サシエタリ」と訓ずる。「サトクスラク」でもよい。同類の語句に、「看得」（検討して確認した事情）、「照得」（検討中に関連文献などから参照し得たこと）、「審得」（審判の結果。次節史料『雲間讞略』に見出される）等がある。〈爲事〉上奏の冒頭に必ず「爲事」との標題があり、そこで主題が簡潔に示されることが多い。「ノコトノタメニス」あるいは「ノタメニスルノコト」と訓ずる。〈御史〉都察院には「監察御史」（從七品）がいて、十三布政使司に対応する十三道に分かれていた。やがて特定の地域の監察に派遣される制度ができ、「巡按御史」と称された。〈前因〉再度、文章を引用する場合、煩を避けるため省略したことを指す。〈舍余人〉正しくは舍餘人。軍戸は長男が継承して軍役を提供するが、服役しない他の子弟を、武官では「舍人」、兵丁では「餘人」と呼び、併せて「舍・餘」という。さしずめ、江戸時代の武家の「部屋住」の如き存在か。

⑤ 和訳

甲【タイトル】

弘治七年九月二七日、刑部等の衙門、太子少保（散官）・刑部尚書（職事官）白昂等の官員が、陛下に題奏申し上げます。

乙【天子から下された課題。実は最初の条奏の一部】

子分手下どもを消し去ることで、豪強を抑えましょう。愚見を申し上げます。江南地方の豪富の連中には、自家の富強を誇り、国法に遵わない者がいます。出行の際には、陸路ならば涼やかな大傘や、漆塗りの轎を前後につらね、水路ならば、楼閣を構えた大船に、楽隊を乗せております。配下に、各地出身の軍戸・竈戸・匠戸など庶民（「の逃亡者」）を收容し、さらには、全国の無職遊び人や、藝人・賭博人を集めています。「これら豪富の家に寄食する連中は」皆、原籍地にて罪を犯して逃来し、ここに隠れ家を得た者たちです。

このほか、本地の徭役の負担を逃れようとする小民には、「自ら」進んで子弟を「豪富の家の奴僕として」投献する者もいます。さらには、極貧の戸には負債を返せず、息子・娘を借金のかたに当てることを願う者もいます。これらさまざまな輩は、幸にして豪富に収留されると、すぐさま、主人の勢威に依って、庶民を脅すようになるのです。あるいは、主人の申し付けで佃租徴収や、負債取立をおこないます。あるいは、家主が命じて、外地に赴き、取引に従事させています。三人五人と群を成すと、まるで虎や狼の如く、十数人も連なつて来ると、その悪さは鷹や鷗とびのようです。あるいは小民の家産を強奪し、あるいは貧民の妻女を欺姦しています。欠債の戸を捕縛し、勝手に自家に牢獄を置いています。「自作の小農に対し」妄りに小作の名目を唱え、公然と「田地を」詐取しています。礼儀に背き、分際を越え、ありとあらゆる悪事をはたらいているのです。すでに法を犯した者で、幾度か律に依って審問・擬罪され、刑に服するために解あられた「処理済みの」者は「よろしいとしましょう」。「問題なのは、地方衙門が」これらの犯人を調べ出したとしても、長年の因襲の結果、それに倣って「放置する」のが常となっていることです。

そこで、「愚昧をかえりみず」お願い申し上げます。「陛下におかれては」司法衙門に敕を下され、「承けた司法衙門

に」高札を書き出し、厳しく禁約を加え、各地の間刑衙門にもらさず命令を下達せしめられんことを。今後、もしも勢豪の家で、悔い改めて自首し、收留した前述のような輩を、官に赴きて出頭せしめ、「官をして、原籍地に」送り返させる者は、主人の本罪を免ずることに致しましょう。もし依然として頑固に逆らい、「收留した輩を」堅く留めて家に在らしめ、指図して人を害する者は、地方「糧長・里長など村役人」・里老・四鄰、ならびに被害者が、暴露して官に赴き告発することを許します。「告発を受けた衙門は」まず当の豪富をば逮捕審問し、律のごとく冠帯を剥奪します。「收留されていた」来歴不明の輩は、逮捕して審問し、事情が明白ならば、枷号一箇月を科し、期限を終えたら原籍に「官の駅通を経由して」送り返し、「原籍地の衙門に」収めて査問させ、「相当する刑に軽重の段階がある場合」重きに從つて断罪させます。もし里老人などで、勢力家を畏懼し、知りながら告発せぬ者がいたら、事が明らかになった時、犯人と併わせて罪に問います。

丙【前例の参照を含む検討】

前件、検討致しました。つとに「建言の為にする事」の上奏があり、「陛下のご下命を受けて、三法司が会同検討を行つたうえで」、刑部等の関係衙門、刑部尚書陸瑜等が題奏し、陛下のお許しを頂いております。「拝読しますと」各地の軍戸・民戸や「軍戸籍の」舍餘などで、「納粟恩賜の」例に遇い、軍糧献納の項目に「該当し」て冠帯を受けた者が、姦盜・詐偽などの贓罪を犯し、「義官としての」行為に欠陥ある者は、品級の有無を問わず、冠帯を剥奪する（ことになっていきます）。「ただ」軽罪を犯した者は、例に照らして冠帯「を保持」せしめる（と定められております）。

「今回の」御史劉廷瓚の条奏のとなえる内容「については前に述べましたので、ここで繰り返すことは致しません」。

丁【結論】

「この劉御史の提案をお准しになり」南・北直隸、ならびに浙江等の布政司、各該の巡撫・巡按官に遍く命令を送り、「これらの官からさらに」それぞれの下屬「する地方官」に転送させてはいかがでしょうか。もしも義官・糧長、及びあ

らゆる官豪・富裕の家で、勝手に「華美な」輜を担がしめ、また禁止された武具を用い、貸金のかたに息子・娘を取り上げた咎で、全て当該の律に依って、もうすでに重罪をもって懲らしめられた者（は罪刑をそのままにします）。「今後」軍からの逃亡者など、ありとあらゆる来歴不明の人をあえて収留し、家に置いて従者などの名目に行っている者は、「主人の」自首を許し、ことごとく「主人の」審問・科罪を免除することにします。「収留された」軍籍・民籍・寵籍・匠籍の庶民は送還し、各自の本来の原籍において、徭役を負担させます。もし頑固に自首しない者は、罪に問ひ、「加えて」枷号一箇月を科し、満期の日「原籍に」送還させます。以前から、過房（註（3）参照）して家に留め、義男・女婿などとしている場合は、「収容された者が、原籍から」逃亡して来て自ら投献した人でなければ、常例のみに照らして「適宜」処置するだけに致しましょう。義官で犯す者があれば、旧例に依拠して、犯すことが「行止に虧けるところ有る者」にあたる場合は、官職を剥奪させます。行止に特段の碍がない場合は、「自家に収養していたとしても」すべて官を剥奪せぬこととしたらいかがでございましょう。

【解説】

原初の『明律』が、文武の官員の規律維持に重きを置いていた可能性は前述した（本稿総説参照）。確定した洪武三十年律には、冒頭の名例律に「職官有犯」条があり、以下に文武官員の犯罪を処罰する規定が数条存在する。ただこれらの律条の対象は、いずれも現職の「職官」の犯罪であった。前掲語釈（納粟冠帶）で述べたように、明代中期、今まで存在しなかった「義官」という範疇が登場してくる。「民」身分の郷里社会の有力者が、名目上の品級を受け、「官」の範疇に属することとなった。彼らの犯罪を、最早、一般の「民」をもって処理することはできない。この新たに出現した問題に対応すべく、条例が作られる。

この覆議は、『條例全文』所収原文にあったように、孝宗弘治帝の裁可を受け、「職官有犯」律の例、つまり律例と

いう正規の法文に加えられた。そして、この史料にも登場した刑部尚書白昂が主任となって後に編纂し、弘治一三年（一五〇〇）に頒行された法典、弘治『問刑條例』の「職官有犯」条の例として収録されているのである（「黄一九七九」二六九頁）（4）。

さて、この煩雑な史料の要点を押さえよう。何が論ぜられ、そして何が新たに決まったのか。文中「丙」に示されるように、すでに成化年間には刑部尚書陸瑜などの覆議が裁可され、収留した各種の小民を駆使して悪事を為さしめる義官に対して、その冠帯を剥奪する規範が存在していた。

では、今回の劉廷瓚の提議が基礎となって、新たに制定された条例の骨子はどこにあったのか。まず義官を獲得するような郷村の富豪が、その「戸（世帯household）と仮に理解しておく」の内部に、義子・義女などとして、多くの非家族成員を抱えることは、必然の社会現象であり、いかに禁令があろうとも止めることは不可能であった。重要なのは、かかる義官がすべて悪事を働く存在であったわけではないことである。

むしろ全体は逆だったのではないか。江南デルタでは、おおむね、この階層は糧長という役務を負わされていた。この在郷の経営地主階層こそ、郷村社会の秩序を維持し、国家の租税収入を確保するとともに、節儉・創意によって農業の水準を維持し、向上させる機能を果たしており、その存在こそが里甲制を存続せしめ、明王朝の支配を維持する中核であったと考えられる。非家族成員を収養することのみをもって、やみくもに処分を加え、結果として、この糧長階層を萎縮・疲弊させるのは、王朝権力にとっても、郷村社会のためにも、はたして得策であったろうか。

蘇松巡按（であったと確実に推断される）劉廷瓚は、蘇松二府の各県を巡察し、この社会の現実を我が眼で認識するに至った。劉廷瓚の提議から生まれた新条例の核心は、最後の一句「不碍行止者、俱不去官」に集約されている。つまり「たとえ各種の非家族成員を戸内に抱えていようとも、日常の行為に特段の問題がない場合には、冠帯を剥奪することはしない」という、義官に対する行動規制の行き過ぎを抑える措置にあったのではなからうか。

註

- (1) 東京大学総合図書館所蔵抄本(以下、「抄本」という)の目次が、巻一を「五刑」類とし、巻二から巻六を「名例」類とするのは、明らかに誤りである。「抄本」は、巻一「五刑」類として、「五刑」二八件、「議貴」一件、「職官有犯」六件を収めている。本来の『明律』は、巻一「名例律」全四七条の冒頭に「五刑」があり、その後には、「十惡」・「八議」・「應議者犯罪」・「職官有犯」……と続く。法制上、犯罪の処理について、一般と区別して「議」すなわち特別に処理する、八種の身分範疇を規定した「八議」条が存在する。その七番目の範疇に、官品の高い人物を「貴」とし、断罪を天子の上裁に依ることとしている。つまり、「議貴」とは律条ではない。【解説】で述べるように、この条奏(提議を個条書きにした上奏)史料は、米穀を国家に献納することによって、名目上の官員身分に義官を獲得した、江南の「豪富之家」の郷里社会における専横をいかに処置するか論じたものであり、まさしく「職官有犯」律の領域に関わっており、「議貴」(「八議」とは全く無関係である。事実、明らかにこの条奏が基礎となつたと思われる弘治『問刑條例』「職官有犯」条に、「各處義官犯該行止有虧者、革出冠帶。不礙行止者、不革(各地の義官で、行為に問題有り、に該当する者は、冠帶(つまり官員の身分)を剥奪する。問題なければ、剥奪しない)」との文言も共通する規範が加えられている。「五刑」に分類するのは荒唐であり、この「目次」が律の素養を缺く人物の手になつたことは確実である。
- (2) 【史料】原文のなかで、姓・名が空格、あるいは判読不明の官僚三名について、缺落を補つた根拠は次の通り。白昂…弘治六年(一四九三)八月任刑部尚書、翌七年加太子少保、一三年(一五〇〇)致仕。《明史》卷一一二、「七卿年表」一。陸瑜…天順二年(一四五八)一〇月刑部尚書、成化九年(一四七三)八月致仕。(全)。一五年間在任し、致仕の時は八一歳であつたという。劉廷瓚…監察御史(從七品)が、たとえば「巡按蘇松地方」のように、一定地域の監察・録囚(未決で州県の監に拘禁されている囚人について監察すること。「高遠二〇〇四」参照)を命ぜられ、短期間(おおむね一年)指定地方に派遣される。重要な役目であり、代々の実録に任命の記事が出てくるが、まとまった年表類はまだ誰も作成していない。監察御史は正規の進士合格者から選任されるから、『明清進士題名碑錄索引』下(上海、上海古籍出版社、一九八〇年)について検索すると、「成化十四年(一四七九)戊戌科」の第三甲二三七名の第一一名に、その諱を持つ人物が見える。なお『條例全文』でも確認できた。
- (3) 「過房」。漢族の牢固たる習俗として、財産・祭祀を継承する男子(女子に権利はない)がない場合、必ず同族同姓の卑属の

男子、つまり兄弟・従兄弟・再従兄などの息子を嗣子にせねばならず、これは国法上の規範でもあった。この慣習を「過繼」という。「過房」も「過繼」の同義とする辞典もある(『中日大辞典・増訂版』大修館書店、一九八六年、七一四頁。方言とする)。しかし、他の辞典では、異姓の兒女を収養し、実の兒女とする行為を「過房」と呼ぶ現象がすでに宋代に出現し、元代に盛行していたと述べている(『漢語大詞典』一〇卷、北京、漢語大詞典出版社、一九九七年、九六二頁)。ここもその意味に解すべきである。通常の過繼であれば、同姓不婚の嚴重な規範を犯して、養家の娘(当然に同姓)の女婿になることなど、絶対にあり得ない。この文章で、「過房」の男子が「女婿」になる状況もあることが述べられているが、過房＝過繼説が成り立たぬことは明白であろう。なお清代中期の江南デルタとある方志は、庶民のごく普通の風習として、異姓の男子を収養して後嗣と為すのを「過房」と呼び、さらにそれが誕生直後の嬰兒の場合、「血抱」と呼ぶ、と述べている(『瀆島二〇一四』一〇四頁、嘉慶『太倉州志』風俗志。寺田浩明氏の御恵投に拠る)。

再校を終えた段階で、台湾国立暨南国際大学歴史系博士課程学生の陳一中君から、この嘉慶年間の方志と全く同文の記事が、乾隆『嘉定縣志』風俗志に在るとの教示が届いた。嘉定県・太倉州は、明代には並列で蘇州府に属していたが、清代には「太倉直隸州」が独立し、嘉定県をも管下に収めた。土俗で、過房が過繼とは明確に区別され、異姓の男子の収養を指す語句に、少なくとも清初の江南デルタでは一般化していたことを想像させる。なお現代では、上海特別市が江蘇省から分立し、嘉定は上海の嘉定区となり、太倉は江蘇省の太倉県となつて、完全に分断されている。

(4) 数十年前、『皇明條法事類纂』を覽、時代が一番下るのは弘治年間の刑部尚書白昂ではないかと感じ、弘治『問刑條例』編纂の基礎作業かと、さしたる根拠なしに想像した。南直常州人の白昂は、実は江南デルタ水利開発史でも有意義な関わりを持つており(『瀆島一九八九』参照)、忘れがたき歴史人物である。なにゆえ彼は『明史』に立伝されなかったのか。

【参考文献】

仁井田陞「旧抄本『皇明條法事類纂』私見」(『東洋学報』二七卷四号、一九四〇年。のち仁井田陞『中国法制史研究』〔法と慣

習・法と道徳』東京大学出版会、一九六四年所収)

徳永洋介「解題」(『皇明条法事類纂条名目錄』科研報告書、二〇一八年所収)

黄 彰健『明代律例彙編』(台北、中央研究院歷史語言研究所、一九七九年)

佐藤邦憲「明律・明令と大誥および問刑條例」(滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所

収)

小山正明「明末清初の大土地所有——特に江南デルタ地帯を中心として——」一・二(『史学雑誌』六六編一二号、一九

五七年、『史学雑誌』六七編一号、一九五八年、のち小山正明『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年所収)

小山正明「明代の糧長」(『東洋史研究』二七巻四号、一九六九年、のち小山前掲書所収)

高遠拓児「清代秋審制度の機能とその実態」(『東洋史研究』六三巻一号、二〇〇四年)

濱島敦俊「明代江南は「宗族社会」なりしや」(山本英史編『中国近世の規範と秩序』公益財団法人東洋文庫／研文出版、二

〇一四年所収)

濱島敦俊「土地開發與客商活動——明代中期江南地主之投資活動——」(『中央研究院第二屆國際漢學會議論文集(明清與近

代史組)』上、台北、中央研究院、一九八九年所収)

二 判牘

本節では、まず、【史料Ⅱ】として、万暦年間、江南デルタの松江府の「判牘」である『雲間讞略』が伝える民事紛争一件を紹介・分析する。次に、【史料Ⅲ】として、明代後期に盛行する法令解釈の学問、「律学」が産み出した注釈書のなかから嘉靖年間の『讀律瑣言』を選び、【史料Ⅰ】に出現した「過房」という語彙の理解にも深く関係する記述を紹介・分析する。

1 『雲間讞略』

【解題】

万曆初期、南直隸（清代の江蘇省）松江府の推官毛一鷺が残した「判牘」である（雲間とは松江府の雅称）。「推官」（正七品）とは「府」の四等官であるが、形式上は知府の幕僚として、裁判を担当した。県⇨知県から上がってくる案件を処理する二審の裁判官は、名目上は、府の長官「知府」である。しかし、彼の職務は広範囲・多岐に及んでおり、多くの訴訟をすべて看することは不可能であって、実質上、推官が二審を担当した。推官のポストは、おおむね知県と並んで、会試・殿試を第三甲で通過した進士の初任の補職であったようである。裁判を専管の職務とした関係か、現存の「判牘」には、推官経験者の手に成ったものが少なくない。なお毛一鷺は順調に昇進したようで、天啓年間（一六二一〜一六二七）には、当時猛威を振るった宦官に左袒する、いわゆる「閹党」の南直隸巡撫として、再び江南デルタに出現する。

『雲間讞略』は刊本であるが、管見の限り、北京の中国国家図書館古籍善本室所蔵の孤本しか存在しない。筆者は一九八一年、当時の北京図書館（現中国国家図書館）でこの書を「発見」したが、全巻は言うに及ばず、部分コピーも許されず、わずかにごく一部を筆写したのみであった。成果の一部は、佃戸の欠租の処理に、県の「糧衙」（三等官の主簿は、税糧徴収を主任務としており、管糧主簿とも呼ばれた。県衙の知県・県丞・主簿・典史の「官」の執務楼は「衙」と呼ばれ、主簿のオフィスは「糧衙」と呼ばれた）が、業主ぢぬしのために佃戸こさくの欠租けんその処理に関与する事例として紹介した（濱島一九八六）。

「判牘」とは、単独あるいは複数の官僚の判決のエッセンスを集めた文集である。内容は主に刑事案件を収録した「刑案」とは異なり、多く民事案件を収めている。判決・判例集とは言い難く、審理判決に情・理を尽くした明晰な判

断を誇るとともに、文人士大夫の素養たる典故・美辞を駆使した文章の文学的価値をも誇るかに見え（滋賀一九八四）九五頁）、しばしば文章の読解に一苦心を要する。同時に、県衙の初級審に始まる各級の裁判の手続過程を、直接明瞭に確認できるものはほとんど皆無であり、それは、常識を用いて行間から読み取らねばならない。かようなわけで、決して容易な資料でない。ただ民事紛争・判決には、普遍的な法令・定型的な契約とは、また一味も二味も異なる、民間社会の情況や、法律の運用など、建前にあらざる実態が見えてくる。ここで取り上げた民事紛争も、まさにその好例である。

筆者は日本・ヨーロッパ、さらには中国宋代の社会経済史が多く訴訟史料を用いているのに対し、明代社会経済史で全く用いられていないことに、学生時代以来、長年疑問を抱いてきた。一九八一年からの中国長期派遣の機会に、日本には存在しない判牘史料の探索という素懐を実現することになった。その成果は、「瀨島一九九三」で斯界に報告したが、これは明代に著された判牘を、世界で初めて紹介したものであった（中文翻訳が北京で出ると、早速、博士論文に剽窃され、「何人も注目しなかった史料を発掘紹介した」との称讃を附して刊行された！）。

拙稿の影響は大きかった。日本のみならず、中国・台湾などの反響も実に大きく、一九九〇年代末期から、影印本や標点本での史料刊行、さらには判牘史料を用いた歴史研究が出てくるようになった。特に、二〇〇五年には、中国社会科学出版社が、各種判牘の排印・標点版を多数収めた『歴代判例判牘』を刊行し、閲覧はきわめて便利になった。もちろんこの『雲間讞略』はじめ、筆者が紹介した多くの史料が収録されており、楊一凡氏など優れた学者たちによって標点が打たれている。管見の限り、その水準は高い「以下、北京版という」。本稿に関しても、ただ一か所のみ、読点の位置を変えたほかは（後述）、きわめて正確に打たれている（なお編者楊一凡氏は、筆者も尊敬する法制史家であるが、冒頭の解題「十二種明代判例判牘版本述略」に一言も筆者の「明代の判牘」に触れていないのは、学界のルールとして遺憾に思う）。ただし、翻訳の都合上、読点を句点に変更した箇所がいくつか存在するが、明記はしない。

なお近年、三木聰氏などは、中国各地の図書館に所蔵されている明清の判牘の所蔵調査を行い、有用な目録を刊行してゐる（三木等110107）。

【史料Ⅱ】

『雲間讞略』卷八「一件巡警事」

① 原文

注・北京版五四六―五四七頁。句読は、日本式に改めたが、区切りはおおむね継承した。原刊本は、段落に分けられておらず、標点も付されていない。A B C Dの段落分けも、筆者に依る。

兵道蔡批駁本府。詳犯李用賓等。

A 前件審得…妖婦楊氏狐媚宣淫、十年而七易夫。且又人盡夫也。或與廝僕通姦、或與親隣構醜。或假群婢爲傳消息之資、或通喜娘爲鑽穴踰牆之竇。甚至不問姓字、即通情於烏合、不顧倫常、漫夥淫於塵聚。正所謂罄竹作書、難描醜態者也。宋國無子、禍娶爲妾。扶老蚌之肉、而竭枯楊之髓、遂罹霜露不起。

B 乃國存日、曾繼猶子承祖、又抱血嗣耀祖。國死而楊氏據耀祖爲己出、愈益淫縱無憚。國所遺家貲、半爲買姦倩淫之費、遂致用賓父子附羶逐臭、亦穴入其中、以爲愛河、又以爲利藪也。先假繼妹以納交、再假館師爲中篝。遂積姦成盜、而國遺券契盡被竊匿。淫棍奸胥、用賓可謂兼之矣。一杖不足盡辜、仍請加責示懲。楊氏以萬醜俱備之婦、而又旦暮蕩耗貲產以供淫冶、奚怪宋氏之不容也。宜即逐出宋門、暫着親弟楊曾繼領歸別嫁。

C 其宋國先經分之業、與今費存之業、斷令耀祖・承祖平分、以全國立嗣苦腸、且踐其臨沒遺言。第耀祖髮尚不燥、焉能成立。暫歸龔煌教育。蓋煌其生身父也。長歸宋門享業承祀。蓋從血抱依姓之義。丘曙係耀祖外父、曾貸國銀二百金。合斷其半爲聘儀、仍斷追百金歸承・耀均受。其耀祖名下田・房等業、止許龔煌料理糧差、丘曙幫收照管。無得視爲奇

貨、盜賣・侵匿。如有此弊、許承祖告發、倍追歸宋。

D 楊氏情甚可恨、法無可加。姑照舊擬罪。宋承祖既爲國嗣、閨門疏縱、枉爲男子。丘曙貪利許女、致爲淫婦左袒、卑鄙甚矣。與承祖各杖。錢喜娘說合通姦、令人切齒、坐罪照提。

② 訓 讀

兵道蔡、本府を批駁す。詳犯李用賓等。

A 前件審得せり。妖婦楊氏は狐媚にて淫を宣にし、十年にして七たび夫を易ふ。且つ又た、人は盡く夫なり。或いは厮僕と通姦し、或いは親隣と搆醜す。或いは群婢に假りて、消を傳へ息を遞るの資と爲し、或いは喜娘に通じて穴を鑽ち牆を踰えるの竇と爲す。甚しきは、姓字を問はず、即ちに情を烏合に通じ、倫常を顧みず、漫りに淫を麀聚に夥むるに至る。正に所謂、竹を磬くして書を作すも、醜態を描き難き者なり。宋國は子無く、禍にも娶りて妾と爲す。老いたる蚌の肉を抉り、枯れたる楊の髓を竭くし、遂に霜露に罹りて起たず。

B 乃して國存するの日、曾て猶子承祖を繼がしめ、又た血嗣耀祖を抱く。國死して楊氏は耀祖を己の出と爲すに據り、愈々益々淫縱して憚る無し。國の遺す所の家貲、半ばは姦を買ひ淫を情ふの費と爲り、遂に用賓父子は羶に附き臭を逐ひ、亦た穴より其の中に入り、以て愛河と爲し、又た以て利藪と爲すに致る。先には繼妹と假はり以て納交し、再には館師を假はりて中篝と爲る。遂には姦を積みて盜を成し、而して國の遺せし券契は盡く竊匿せらる。淫棍・奸胥、用賓はこれを兼ねると謂ふべし。一杖にては辜を盡くすに足らず、仍ねて請ふらくは、加責もて懲を示さむことを。楊氏は萬醜俱て備ふるの婦なるを以て、而して又た旦暮に資産を蕩耗し以て淫治に供ふ、奚ぞ宋氏の容さざりしを怪しまんや。宜しく即ちに宋門より逐出し、暫く親弟楊曾繼を着て領歸せしめ、別に嫁がしむ。

C 其れ宋國の先に經に分つの業と、今に費えしも存するの業とは、斷するに、耀祖・承祖をして平分せしめ、以て國の立嗣の苦腸を全うせしめ、且つ其の臨没の遺言を踐はしむ。第に耀祖は髮尙ほ燥かず、焉ぞ能く成立せんや。暫

く龔煌の教育に歸す。蓋し煌は其の生身の父なればなり。長ずれば、宋門に歸し、業ざいせんを享け祀まつりを承けしむ。蓋し血抱依姓の義に従へばなり。丘曙は耀祖の外父に係り、曾て國の銀二百金を貸れり。合まきに斷ずるに其の半を聘儀と爲し、仍ほ斷じて追して百金を承・耀に歸して均受せしむ。其れ耀祖の名下の田・房等の業は、止たに龔煌の糧・差を料理し、丘曙の照管を幫收するのみを許す。視て奇貨と爲し、盜賣・侵匿すべからず。如し此の弊有らば、承祖の告發を許し、倍追して宋に歸す。

D 楊氏の情、甚だ恨む可きも、法に加ふ可き無し。姑しほらく舊に照らして罪を擬す。宋承祖は既に國の嗣たるに、闔門を疏縱たらしめ、枉げて男子と爲す。丘曙は利を貪りて、女を許し、淫婦の左袒を爲すを致せしは、卑鄙甚し。承祖と各々杖す。錢喜娘の説合して通姦せしめたるは、人をして切齒せしむ。罪に坐し、照提せしむ。

③ 語 積

〈兵道〉省（巡撫）と府（知府）の中間に「道」が出現し、明代中後期には、二個ないし三個の府を管轄する、事実上の行政区画・衙門となっていた（正式の官制に組み込まれたのは清代からである）。そのポストには、省の布政使司の参政・參議、または按察使司副使・僉事が、その官銜のまま選任された。前者の場合、「分守道」、後者の場合「分巡道」と呼ばれた（両者で行政長官としての任務に区別があつたわけではない）。同時に彼らは「兵備道」を兼ねていた。ただし、この記述は全国に普遍的な制度を述べたものであつて、実は、北京（河北省）と南京（江蘇省）地域には該当しない。両地域は、首都の「直隸」とされ、蘇松兩府を含む長江以南には、「南直隸」應天巡撫が洪熙元年（一四二五）以降、設けられていた。しかし、布政・按察兩使司は全く設けられず、したがつて他省であれば分守・分巡兩道に任じられる官員が存在しない。このような明代兩直隸地域の「道」には、何人が任命されたか、管見の限り、制度史的研究はいまだなされていないようである。他のさまざまな事例から推測すれば、他省の相当する官員が、その官銜を保持しつつ、兩直隸の「道」に任じていたのではないか。さて、この「兵道」とは、蘇州に駐在し、蘇州・松江兩府を管轄し

た「蘇松兵備道」である。蔡姓の官僚の名は不明（方志には、道に任じた人名は記録されていない）。なお、清末開国後、上海にあって外国との折衝に応じた「上海道台」の前身である。〈批駁〉下級審（この場合、松江府）から上申された判決は、上級審（この場合、蘇松道）が、可否を「批」批判「する。差し戻しの場合、意見を附して「駁」する。〈詳犯〉上行文書（前掲語釈〈通行〉参照）である「申詳」・「詳文」をもって、上級審に上げられた（身柄は必ずしも送られない）被告が、「詳犯」である。〈前件審得〉前掲語釈〈前件查得〉参照。〈狐媚〉狐が人を誑かす。転じて、淫婦のこと。〈喜娘〉男女の間を取り持つ女性。〈不問姓字〉漢人伝統社会の嚴重な規範に「同姓不婚」があり、それは男女の交情にも関係する。しかるべき階層の漢人は名前に、「字」と「名」諱の二つを保持する。〈麀聚〉麀は雌鹿。誰とでも交わるので、雄が聚ってくる。淫乱の喩。〈磬竹〉「磬」は「罄」と音通。尽きるの意。「竹」は竹簡。〈妾〉日本語にもなった漢字であるが、誤解されている語句である。漢族伝統世界の「妾」は、あえて言えば、法的には正規配偶者の範疇に入る。とりわけ男子を産んだ妾に対して、子（むすこ）・女（むすめ）は、嫡出・庶出を問わず、「庶母」と呼び、父の正妻に準ずる礼をもって遇せねばならなかった（「滋賀一九八三」五五二頁）。「妾」字は、漢籍史料に出て来た場合、「メカケ」ではなく、「ショウ」と音読した方がよい。〈霜露〉「霜露之病」は風邪。「霜露之悲」は逝った父母・先祖への悲痛な思い。〈乃〉通常「スナハチ」と訓ずるが、「然」シカウシテ、シカルニの意味。〈繼〉「過繼」ともいう。同族（当然同姓）で輩行が一代下、卑属の男子を後嗣とすること。註（3）参照。〈猶子〉兄弟（従兄弟までも含む）の子。侄子（テッシ）。〈抱血嗣〉直訳すれば、「後継の妻子を得た」。ただ重要で興味深い問題が含まれ、後の【解説】、及び【史料III】に詳述。〈愛河〉情欲。仏語である。〈館師〉住み込み家庭教師。搢紳・富民の家には、これを置くのが極く普通の現象であり、後に出世した高官で、郷試に合格する前の生員の時期に、これで収入を得ていた人物も少なくない。〈中箒〉正しくは「中葦」。閩門（主人の他、男子禁制）の奥深いところ。私人家庭における「内・外の別」も漢人伝統社会の重要な規範である。〈券契〉土地家屋の所有権を示す売買契約や借用証文等。〈淫

棍・(奸胥)「棍」はごろつき、悪人。「胥」胥吏は、衙門の小役人。府・県衙門には、官・吏・役の三段階の人間が勤務していた。(加責)「枷責」であろう。前掲語釈(枷號)参照。律にない体刑であり、科すのに上級の許可を必要としたのであろうか、「仍かきねて請ふらくは」と申請している。(親弟)同腹の弟。「胞弟」ともいう。(領歸別嫁)伝統中国社会で、女子は家長の財産であった。「婚書」＝婚姻契約(納妾の場合も)の書式が、売買契約に似ることに示される。宋家から放逐される楊氏は、宋家が売却する権利があったのに、真贋に問題はあれ、男子耀祖を産んだことが考慮されたのか、二審の判断では、娘家(＝実家)に戻された。普通、実家に父が在世、あるいは父無き場合は尊(世代)輩行が上・長(同輩で年長者)があれば、結婚させる権利＝主婚権は彼が行使する。売却もしかり。楊氏の実家に尊長(対語は卑幼)がいなかったたので、推官毛一鷺の判決では、「暫く」すなわち臨機の措置として、卑幼の弟にこの権利を認定した。しかし、三審＝兵備道は覆し、初審＝県の判決を支持して、刑を科す判断を下している。(髮尙不燥)生後まだ髪が濡れている。嬰兒。(生身父)実の父親。(外父)岳父。(聘儀)結納金。(田・房等業)「田」＝田畑。「房」＝家屋。「業」＝不動産。(糧差)二様の解あり。①「糧・差」。国家が徴収する糧＝税糧と差＝徭役。②税糧の徴収任務に従事する人。元来は糧長・里長の役目であったが、明代後期以降、「包」＝請負が多くなつた。北京版は「止許糞煌料理、糧差丘曙幫收照管」とし、②徴税請負人の意に解釈したようである。しかし古典漢文が好んで多用する語法である対句が、ここに見事に見出される。糞煌⇄丘曙、料理⇄幫收、糧差⇄照管。ここは「止許糞煌料理糧差、丘曙幫收照管」と読むべきであり、①の「糧・差」と解すべきである。(無得)「得」は得。「すべし」の意。「ベカラズ」と訓じた。(擬罪)前掲語釈(問擬)参照。(宋承祖既爲國嗣)「既」は日本でも常用の漢字で、過去・完了を示す。しかし、等しく「ステニ」と訓ずるにせよ、古典漢語では全く別な意味でも常用する。時間に関係なく、論理上の当然・必然を示す。「デュアルカラニハ」の意に訳さねばならない。(許女)娘を嫁がせる約束をする。「許嫁」。(照提)事案の継続、あるいは別件の審判のため、再度、上級審に「提」＝召喚すること。

④ 和訳

蘇松兵備道蔡某は、松江府〔の擬罪〕を批判し差し戻す。詳犯李用賓等〔の案件〕

A 前件、審得した。妖婦楊氏は男を誑かし、公然と姦淫してきた。この一〇年に夫を易えること七たび。「彼女にとつて」男とはすべて夫なのである。時には奴僕と姦し、時には親戚・隣人も通ずる。あるいは女中たちを使つて男と連絡する手段とし、あるいは取り持ち女に通じて、「外界と遮断する」障壁に入口を開ける道具とした。はなはだしきは、「相手の」姓名も関係なく、ただちに見知らぬ者と情を通じ、人倫を顧みず、みだりに「雄鹿を随意に受け入れる」雌鹿のように淫行を積み重ねている。まさしくいわゆる「竹簡を使い尽くして書物を作るも、その醜態を描きつくすことは、到底、難しい」のである。宋國は息子がおらず、「男子を得よう」と不運なことに、楊氏を妾に娶つた。楊氏は老いたる蚌の肉をえぐり、枯れたる楊の髓を竭くすが如く國を扱つたので、國は遂に風邪にかかつて死んでしまう。

B ところで、國は生存中に、甥の宋承祖を過繼させて継嗣としたが、一方また、「妾楊氏の産んだ」実子を抱くことになつた。國が死ぬと、楊氏は、自分が男子耀祖を産んだことを根拠に、いよいよ奔放に、憚ることなく淫欲を満たす。國の遺産の半ばは、楊氏の淫行に費やされ、遂には李用賓父子が生臭を嗅ぎつけて「宋家に」潜り込み、愛欲・貪欲を満たす場となすに到つた。「潜り込むのに」まずは、「楊氏を」腹違いの妹と偽称して付き合い始め、やがては住み込みの家庭教師を装つて、「男子禁制の」奥にまで深く入り込んだ。最後は、陰謀もて横領を重ね、結果、國の遺した証書類をことごとく竊み匿してしまつた。用賓は女たらしのごろつき、奸智に長けた小役人、この両者を兼ねたものと言ひ得る。「かような輩を懲らしめるのに」杖罪のみでは「罰贖の慣例で実刑を逃れるから」、犯した罪をつぐなうに到底足りない。枷号に処することをかさねて申請する。楊氏はあらゆる醜行をすべて備えた女であるうえに、加えて、朝に夕に、資産を蕩耗し、もつて淫行に費消した。「監督すべき尊長の男性を宋家が缺く以上、女性」宋氏が我

慢しきれず、「婦女抱告の禁を犯し、県衙に」訴え出たのも至極当然ではないか。よろしく、即刻、宋家から「楊氏を」追い出し、「刑罰は特に科すことをせず」、暫く実の弟楊曾継の所有にもどし、適宜、再嫁させよ。

C 國が既に「承祖・耀祖兩人に」分割した財産と、現在、消費はしたが残存する財産「の処理に」について断ずる。承祖・耀祖で均等分割せよ。それでもつて、亡き國が、何とか実子の相続をと切に願っていた心根を充たしてやり、かつ、その臨終の遺言を実行するのである。とはいえ、耀祖はまだ嬰兒、このまま「実母と自称する楊氏が放逐された後の宋家にあつて」よく成長し得ようか。暫く龔煌の養育に委ねることにする。けれど煌はその実父だからである。やがて「耀祖の」成長「と結婚」の後は、宋家に帰属し、「宋家の男子族人として」財産を受け、祭祀を承けさせる。つまり「かく判断する理由は」「血抱依姓」【解説】及び【史料Ⅱ】で検討の趣旨に従うからである。丘曙は耀祖の許嫁の父であるが、以前に、國から銀二〇〇両を借りていた。その半分は「娘を与える」結納金とし「返却せずともよい」。ただ、残り一〇〇両は、「官が」追徴し、承・耀に返還して均分、と断ずる。耀祖の名下の田地・家屋等の財産は、「宋承祖等の宋家の関与を許さず」、ただ龔煌に税糧・徭役を処理することを許し、丘曙には「小作料・家賃の徴収などの」管理を補佐することのみを認める。「幼き耀祖の財産を」奇貨とみて、盗売・侵匿など「夢にも」致すではないぞ。もしもこのような悪事があつたなら、承祖の告発を許し、倍額を追徴して、宋家に償還させることにする。

D 楊氏の根性たるや、はなはだ恨むべきであるが、「遺憾ながら」、適用すべき条法がない。しばらく旧来の「初審県衙の」判断に拠つて、罪を擬することにする。「二審松江府の判断——刑を科さず、実家に帰す——は認めない」。「成人たる」宋承祖は、亡き宋國の正規の継承者であるからには、「家長として家族の風紀の肅正に努めるべきところ」、閨門の乱れを放任したのは、これでも男兒か⑤。丘曙は我利を貪り、娘を「実は龔姓の嬰兒宋耀祖に」許嫁し、淫婦に左袒することになったのは、はなはだしく卑鄙である。承祖とともに、各々杖刑を科す。喜娘錢氏は仲に立つて口利きし、通姦させたのは、まこと切齒の思ひである。「二審の判断を覆し」罪に坐すので、審問に出頭させよ。

【構造】

前節で読んだ『皇明條法事類纂』の文章は、随意に省略された複数の原文章から構成されており、それを行間から読み取り、展開されている論理の時間軸を再現してゆく作業が、まず要求された。「判牘」の場合、単一の文章ではあるが、その時間軸を腑分けし理解するのが、解説に近づく要件である。

この史料は、松江府の判決であり、一段上級の蘇松兵備道に再度上申されたものである。それは次のような手続過程を経た。

1 「発端」 府城の華亭県⁽⁶⁾に城居「都市居住」する宋姓の富民がいた。老年の家長宋國の正妻は早くに死去「この史料に全く登場せず」。実子なく、規範通り、甥承祖に過継させた「ただ承祖の父、つまり國の族兄弟はこの紛糾に出面せず、既に死去?」。時間の前後は不明であるが、一方では妾楊氏を娶った。楊氏は偽装妊娠し、男子耀祖を産んだと偽称した。國はそれを信じ、本来は承祖が全て相続するはずであった家産を、均分して耀祖にも与える遺言をした。國の死後、楊氏は私通していた悪漢兼胥吏の李用賓父子を家内に引き込み、乱行をつくし、遺産を費消する。家長承祖には家門の風紀維持の責務があるが、いまだ若年、海千山千の淫婦楊氏や、札付きの悪漢李用賓父子に手も足も出ない。かつ妾楊氏は男子を産んだことになっており、承祖は嫡子とはいえ、楊氏が「庶母」に当たる。とても告訴できない。やがて、李用賓父子は、遺産の証書類を横領隠匿するに至った。

2 「告訴と受理」 本来なら、宋姓一族の尊長の族人が、制裁・調解、さらには告訴などの行動に出たはずであるが、存在しなかったたのであろう。見かねて、他姓に出嫁した、尊長の女性宋氏（宋國の娘? 承祖の伯叔母?）が、家長宋承祖を原告とする「告状」を県衙に持ってきた。（瀆島二〇一四）で、原告を宋氏と推定したが変更する。なお「婦女抱告」は好ましくない行為とされていたが、事情が事情であり、華亭県はあるいは訓戒のうえで受理を行った。府はやむを得なかったと認

定)。被告は、姦通と財産横領の李用賓父子。その他の争点が二点。甲…楊氏の処遇。乙…耀祖の身分・権利の認定。むしろ、この二点の方が重要かつ複雑であり、この判牘も二点を主として論じている。

3 [華亭県衙——初審判決] 原文は冒頭に、「李用賓父子」を挙げているが、これは彼らが徒刑以上に擬されたがゆえに上がってきたからであつて、初審が判断したその罪刑については異議なく、問題にされていない。争点甲…楊氏の行為(淫行、実子の出生偽装)には適用律例がなかったが、初審は何らかの擬律を行つた。刑量が適当と思われる罪刑を適当に求める、いわゆる「比附」を行つたのではないか。争点乙…耀祖が親生の実子たることを否定。当然に宋姓の族人身分を完全に否定し、遺産相続も認めなかった。(実父が龔煌たること、つまり楊氏の偽装出産を調べ出したのである)。

4 [松江府推官庁——二審判決] 前掲原文などのCが相当するであろう。府に上がってきた華亭県の上申を推官毛一鷺が審理。李用賓父子については初審の擬罪を認めたくえで、さらに枷号の刑を加えよ、とする。争点甲…大きく変更し、楊氏を罪に当てず、宋家から放逐するに止める。その場合、宋家には売却(賤売)の権利もありえたはずであるが、それを認めずに、実家に帰す。換言すれば、買ってこられた楊氏に対する宋家の処分権を認めない。楊氏の実家には父母や尊長がもういないので、弟楊曾繼に処分権≡主婚権を認めた。一転して寛大な判決となつたわけである。争点乙…争点甲における、楊氏への寛大な処置と呼応したのか、これも一転した。実子でないことが明らかであるにもかかわらず、耀祖を宋家の族人と認定し、遺産を継承し、祭祀に参与せしめる。ただ嬰兒であるので、成人まで養育を実父龔煌に委ね、遺産の管理も龔煌、並びに岳父丘曙の責任とした。

5 [蘇松兵備道——三審差し戻し判決] 前掲原文などのDが相当するであろう。争点甲…また逆転。まこと楊氏を懲らしめる法条なきは残念。初審の判決に従い、擬罪せよ。争点乙…二審の判決を維持。耀祖の身分・相続を認める。さらに、初審・二審で特に処分されなかった人物の処分。宋承祖…家長としての監督不行き届き、杖刑。岳父丘曙…耀

祖が実は異姓たるを知らながら、利に眼が眩み、娘を許嫁したのは不行届き、杖刑（ともに「不応為罪」であろう）。実子を楊氏に与え、「抱血嗣」に協力した龔焯は、『明律』戸律「立嫡子違法」の「若以子與異姓之人爲嗣（もし男子を異姓の人と与えて継嗣とする）」の罪に該当し、杖六十の刑のはずである。あるいは初審・二審と判決がすでに下りているので、二審はあえて触れなかったのであろうか。

6 「府の覆審」 批駁を受けて松江府（毛一鷺）は覆審を行い、蘇松道の批判をそのまま受け入れた。それがこの史料である。この後、この判決は再び道へと上げられ、さらに省へと上がって行ったはずである。南直隸巡撫や蘇松巡按がこの判決を維持したか否か。耀祖の身分認定などは、『史料III』でも詳述するように、法律上、重大な問題である。残念ながら、最終的にどのように落着いたか知るすべが無い。

【解説】

この判決が、特に我々の眼を惹くのは、嬰兒耀祖の身分認定問題である。ついでに言えば、まだ嬰兒でありながら、すでに立派な漢字二字の諱を持つていることである。通常の慣習は、一〇歳前後、学問を始める時に「学名」をもらい、諱とする。きわめて異常である。正当な継嗣承祖と並列させようとする楊氏の策動によるものであろうか。

松江の富民宋姓家族において、家長宋國に子なく、全く原則的な継承 \parallel 過繼が行われ、どこから見ても文句のつけようがない嗣子承祖が存在していた。そこに、妾が偽装妊娠・出産の手段で嬰兒耀祖を抱え込む。國は己の実子と信じ込み、過繼の嗣子と並んで、正規の男子と認めた。初審華亭県は、原則を順守する判決を下し、入り込んだ異姓の嬰兒の権利を全く認めなかった。しかし、二審松江府推官、そして三審蘇松兵備道は、初審の判決を覆し、偽装妊娠・出産の手段で入り込んだ事実は明確に認識しつつも、この異姓の嬰兒を、嗣子と全く平等な継承者と認定した。いったい、どういうことなのか。

それは、どのような法理（法源）に立脚していたか。ここには、伝統中国の民事裁判の法源として、滋賀秀三氏が挙げた三点、「情・理・法」が、見事に出現するように思われる（滋賀一九八四）。a亡き宋國が親生の継嗣を得んと切望していたことを叶えてやる「全國立嗣苦腸」、つまり情。b臨終の遺言の効力を認め実行する「踐其臨沒遺言」、つまり理。そして、c成文法の根拠として「從血抱依姓之義」。

毛一鷺及び兵備道蔡某は、耀祖が実は龔姓であることを明瞭に認識しながら、あえて正当な宋家の一員たる權利義務を認めた。ただ法的には、律条の「血抱依姓」の「義」に「從う」とし、「血抱依姓」に「依る・拠る」とは、決して言わない。もともと、律条の正当な解釈に拠れば、絶対に下しえない判断をすることに、何とか法的根拠を求めようとした苦肉の文言を、筆者はここに見出す。この点を、次の【史料Ⅲ】、律学家を兼ねた当時の高級司法官僚の律条解釈から確認しよう。

2 『讀律瑣言』

【解題】

律例を解釈する「律学」は、古代から存在した。特に明代後期に、社会経済構造の大変動——商業化にともなう、衙門への訴訟の急増という現象が生起し、それに対応する新たな現象が発生する。一つは、県衙の収容スペースの不足に伴う、非定制の拘禁施設「倉舖」の出現である（瀆島一九八三）。そして、特に重要なのは、従前から存在していた、詞訟を補助〔時に使喚〕する専門職業「訟師」の急増である（夫馬一九九三）。社会変動、詞訟の増加は、律学の需要を高め、明代後期には律例を注釈する書籍が増えた。

『讀律瑣言』は、嘉靖年間に刑部郎中（刑部の三等官。尚書⇨大臣、侍郎⇨次官に次ぐ、法務省局長といったポスト）雷夢麟が著した注釈書である。各種刊本が各地に存在していたが、『中国律学叢刊』（北京、法律出版社、二〇〇〇年）が刊行さ

れ、そのなかに懐效鋒・李俊両氏に依る校訂・標点本が収録されて、閲覧はきわめて便利となった。なお懐・李両氏の「点校説明」（一九九八年）の考証では、この書の成立を嘉靖三五・三六年（一五五六・五七）頃と推定し、嘉靖三四年（一五五五）の嘉靖『問刑條例』の成立に対応したものと断じている。

明代の律例の釈読に、『讀律瑣言』が参考の機能を有していたことはいうまでもない。特に本条を選んだのは、直前に提起した「血抱依姓の趣旨に従う」とした、毛一鷺等の法解釈が、実は大きく正当な解釈を外れていることを考証するためである。

【史料III】

『讀律瑣言』卷四、戸律、戸役第四「立嫡子違法」

① 原文

「律條」凡立嫡子違法者、杖八十。「中略」其乞養異姓義子、以亂宗族者、杖六十。若以子與異姓人爲嗣者、罪同。其子歸宗。其遺棄小兒年三歲以下、雖異姓仍聽收養、卽從其姓。「後略」

瑣言曰。「中略」若乞養異姓之人、從己之姓爲嗣、是亂己之宗族。以子與異姓人、從人之姓爲嗣、是亂人之宗族。竝杖六十、其子各歸宗。其不從姓、不繼嗣、則爲義男、律不禁矣。

若遺棄小兒三歲以下、雖異姓、仍聽收養。三歲小兒不知其姓、故卽從其姓。亦爲之義男、終不可以爲嗣也。「後略」

② 訓読

凡そ、嫡子を立つるに、法に違ふ者は、杖八十。「中略」其の、異姓の義子を乞養し、以て宗族を亂す者は、杖六十。若し子を以て異姓の人に與へ嗣と爲す者も罪は同じ。其の子は宗に歸す。其の遺棄の小兒の年三歲以下ならば、異姓と雖も、仍ほ收養を聽し、卽ちに其の姓に従らしむ。「後略」

瑣言に曰く。「中略」「異姓の人を乞養し、己の姓に従りて嗣と爲す」とあるが若きは、是れ己の宗族を亂せばなり。「子を以て異姓の人に與へ、人の姓に従りて嗣と爲す」とあるは、是れ人の宗族を亂せばなり。竝べて杖六十、其の子は、各々宗に歸す。其姓に従らず、嗣を繼がず、則ち義男と爲すは、律の禁ぜざるなり。

「遺棄せられたる小兒の三歳以下ならば、異姓と雖も、仍ほ收養を聽し、即ちに其の姓に従らしむ」とあるが若きは、三歳の小兒は其の姓を知らず、故に即ちに其の姓に従らしむるなり。亦た之を義男と爲すも、終に以て嗣と爲すべからざるなり。「後略」

③ 語 釈

〈凡〉「およそ」と訓ずるが、「すべて」の意。決して、おおよその意ではない。唐律・『宋刑統』は、「諸」字を用いる。

〈義男〉前掲語釈〈義男〉参照。

④ 和 訳

『明律』戸律・戸役「立嫡子違法」条「すべて、嫡子を立てるのに、法に違反する者は、杖八十を科す。〔中略〕異姓の義子を養い、もつて宗族を乱す者は、杖六十。男子を異姓の人に与えてその嗣子とさせる者も、同罪である。遺棄された三歳以下の小兒の場合は、異姓の子であっても、収養することを許し、主人の姓を名乗らせる。

瑣言〔律文に〕「異姓の人を収養し、自己の姓を与えて継嗣とする者〔は杖六十〕と定めているのは、自己の宗族を乱す行為だからである。〔自分の息子を異姓の人に与え、その家の姓を名乗らせ、その家の継嗣とする者〔も同罪〕と定めているのは、他人の宗族を乱す行為だからである。〔異姓の男子を収養しても〕主人の姓は名乗らせず、継嗣とせず、〔嗣子と〕区別して義男とするのは、律も禁止してはいない。

〔律文に〕「遺棄された三歳以下の小兒の場合は、異姓の子であっても、収養して主人の姓を名乗らせる」と定めているのは、三歳（つまり満二歳）以下なら、自分の姓を知らないわけで、主人の姓を名乗らせるのである。ただこのよ

うな男子は、義男とするのはよろしいが、決して「族人とみなして」継嗣としてはならない。

【解説】

推官毛一鷺は異姓たることが明白な嬰兒を、宋家の正宗の族人と認め、財産相続・祭祀参与の権利を完全に許し、その成文法的根拠を、『明律』戸役・戸役「立嫡子違法」条の「遺棄された三歳以下の小児の場合は、異姓の子であっても、収養して、主人の姓を名乗らせる」という規定の立法趣旨に求めた。

「血抱」の細かい考証は、「瀨島二〇一四」一〇二〜一〇五頁に譲るが、出産直後の嬰兒を養子に貰い受けることを指す。善悪の含義なき中立的な語句であるが、時には、正しく妾楊氏の所為のごとき、仮装妊娠・偽装出産の悪しき意味で用いられる場合も少なくない。毛一鷺はおそらくニュートラルな意味で「血抱」を用い、「遺棄せられたる三歳以下云々」の「義」、つまり立法趣旨を援引した。しかし、実父の存在が確認され、彼から移譲されたことが明白な嬰兒を、「遺棄せられた」とみなすのは、強引に過ぎるのではないか。現に、嘉靖後期の權威ある高級司法官僚雷夢麟の解釈では、もし三歳以下を収養し、自家の姓を名乗らせても、「決して族人とはせず、義子〓奴僕を以て遇すべし」と明示している。毛一鷺の論理は、a情・b理はともかく、c法の面においては、牽強の嫌いが濃厚であると言わねばならない。さらに上級審の省がこのような判断を認めたか否か、興味は尽きぬが、これ以上の史料は見出されず、致し方ない。

ただなにゆえに、万曆前期の江南デルタの正宗士大夫の官僚が、二人そろっていわば倫常にも国法にも背理することのような判断を下したのか。彼らが律のなかでも重要な、立嗣継承の原則を熟知していなかったはずはない。理念・原則に忠実で、「宗族」の純血を求める高級司法官僚雷夢麟とは異なり、江南デルタ現地で事に当たった官僚たち（二人とも純然たる正途の士大夫であり、勤務年限によって胥吏から官員に任ずる「循資格」制度などで上昇してき雑途の官員ではない）

は、地方社会の庶民家族に現在し、盛行している継承風習を認識し、一概に否定するのではなく、現実と律法との接合点を、苦心して求めつつあったのではないか。

ここで改めて顧み考えれば、古来の承継原則は、同族聚居・安居定住が普遍・通常である社会においてこそ、最も適合するであろう。一六世紀の半ば、全国に先駆けて商業化の路に走り込んだ江南デルタでは、都市化・人口流動＝流入・貨幣経済などなど、新たな社会現象が起こっていた。遠隔の故郷を離れ、江南デルタの都市に流入し、同族の支援を一切得ることなく、自力で発財した富民も少なくなかったであろう。事実上疎遠にして遙かな故郷の親子を、なにゆえに自分が営々と蓄積した財貨の相続人たらしめねばならぬのか、との想いを抱くことも十分に理解できよう。異姓を収養して後嗣とする「過房」の慣行（註（3）参照）が普通になりつつある江南デルタに身は在って、原理主義に立脚し、古い承継原則を機械的に適用することの非現実性を、蘇松道蔡某と推官毛一鷺は深く認識していたのではないだろうか。

このように深読みすれば、判牘の深部から、当時の江南デルタの社会経済の実相が垣間見えてくるのである（詳しくは「瀆島二〇一四」を参照されたい）。

註

（5）原文は「枉爲男子」。ここでは、台湾の畏友やゼミ学生諸君の大方の意見を容れて、「ナンジ、ソレデモダンジナリヤ」の意に解した。しかし、元来、筆者は別の解釈を抱いており、まだ捨てきれぬので、参考上、述べておく。「枉」には「原則や事実をマゲル」の意味がある。承祖は、耀祖が父の実子（承祖からすれば異腹の弟）ではなく、本当は龔姓の男子であり、楊氏の偽装出産の結果宋家に入り込んだことを知っていた。それにもかかわらず、「穩便に」「枉げて」耀祖を「宋家の男子と認定してきた」ことへの具体的な非難である。いかがであろう。

（6）本文には、所属の県名が記されていない。当時松江府には、附廓の華亭県の他、上海・青浦の二県があった。上海県は清末開

港以後とは大きく異なり、棉業で繁栄してはいるものの、その繁華は松江府城を治所¹¹ 県庁所在地とする華亭県には遠く及ばなかった。残りの青浦県は江南デルタ低地でも最も低い地域で開発が最も遅く、明代中期弘治年間に漸く設置された県であり、もっぱら米作地帯の中心地であって、松江を特徴づけるいわゆる「松江棉業」とはほとんど無縁であり、繁栄とは程遠かった。県名が明記されていないことが、かえって附廓の華亭県であったことを示唆する。

【参考文献】

- 濱島敦俊 「明代の判牘」(滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収)
- 滋賀秀三 『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八四年)
- 三木聰等編 『伝統中国判牘資料目録』(汲古書院、二〇一〇年)
- 滋賀秀三 『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年)
- 濱島敦俊 「明清時代、中国の地方監獄——初歩的考察」(『法制史研究』三三三号、一九八三年)
- 夫馬進 「明清時代の訟師と訴訟制度」(梅原郁編『中国近世の法制と社会』京都大学人文科学研究所、一九九三年所収)
- 濱島敦俊 「明清時代の地主佃戸関係と法制」(菊池英夫『変革期アジアの法と経済』科研報告書、一九八六年所収)

三 地方志

【総説】

本節に取り上げる「地方志」(漢語圏では「方志」が一般的であるため、本稿では以下「方志」とする)は、個別の地域の歴史や現状について万象を記述する地誌であり、広義の地理書の範疇に属する。古代から編纂は始まったが、近世、と

りわけ明代以降爆発的に増加した。広くは省域から、府州県レベルが最多であるが、経済の栄えた江南デルタなどでは、狭く、市鎮レベルの「鎮志」・「郷志」も多く編纂されている。

方志は、明清史研究の史料としては、二〇世紀半までは、顧みられることきわめて稀な史書であった。基本史料として登場してきたのは、民間社会の構造と特徴、その「近代化」の可能性への関心が大きくなってきた、一九三〇年代からである。その積極的利用は特に社会経済史研究を中心に展開されたが、そもそもこの分野自体が、近代における中国史研究のなかに在ってやや軽視されてきた感を否めない明代史研究のなかでも、さらに後発の分野に属する。はじめ財政・賦役・貨幣の研究が多くを占めていた明清社会経済史研究において、藤井宏氏の商人・流通研究、西嶋定生氏の棉業研究などを嚆矢に、基本史料としての方志を活用する方向が、爆発的に拡がった（西嶋氏の直話によれば、一九三〇年代末、卒業論文の主題に明末江南の棉業を選んだ時に、恩師加藤繁教授から、方志に注目すべきことを教示されたという）。日本には江戸時代に招来されたものも多く、多数の方志が所蔵されてきたが、中国大陸にはさらに多く存在する。一九八〇年前後、中国の史料収蔵機関が外国学者に開放され始めた時、日本不在の方志を繙いては、しばしば新史料に興奮し、複写が一切認められぬ状況下、必死に鉛筆で筆写したものであった。しかし現在は、無数の方志が、影印あるいは排印で、単行、あるいは各種叢書・叢刊に収められ、あるいは電子化されて公開されており、閲覧は至極便利となった。隔世の感を禁じ得ない。

方志で特に多数を占める府志・県志の編纂は、通常、知府・知県か、もしくは長老の郷紳が編纂者となっており、そのもとに多数の郷紳・士人（生員）が採訪・整理・記述を分担している。長官は、名目上の代表である場合が少なくないが、自ら叙述を担当し、極めて個人的な特徴を示すものもある。常套的記述の枠を飛び出し、後世の研究者に稀少情報を残してくれたものとして、「瀆島一九八二」が初めて紹介し、本稿でも取り上げる正徳『江陰縣志』を挙げておく。郷紳が編纂したもので、筆者が方志の白眉と堅信する崇禎『松江府志』の如く、在野の大儒として天下に著

名な陳繼儒（生員身分であり、厳格に言えば「郷紳」階層に達していない）が、その知識・識見を遺憾なく注ぎ込んだ方志も存在する。

近世、特に明清時期に、地方の人々はなぜ方志を編纂刊行したのであろうか。方志の第一の機能は、いうまでもなく、当該地域の共有する歴史記憶を保存・伝世することにあつた。ただ方志の性格はこれに留まらない。国家権力の末端は府と州・県であるが、長官の選任には、近世以降、厳密に「本籍回避」制度が守られた。大方の士大夫は、時には言語すら不通の未知の地域に來任する。明清の官箴（行政指南）類は、任地の決定した後、在京中にその地の出身の官紳に会つて教えを乞うことに加え、方志を入手して熟読することを勧めている。つまり第二の機能として、方志は新任の地方長官の参考書であつた。そうであれば、ここから演繹的に第三の機能が導き出される。編纂に参与する現地の郷紳・士人階層にとつて、当地では何が緊要の課題であり、何がなされるべきであり、そして逆に何がなされるべきではないか、王朝権力を代表して君臨する地方長官に対し、現地の利害を表明する道具となるであろう。

近世中国社会経済史研究では、内実豊かな情報を多く提供し、不可欠の基本史料となつている方志であるが、実は、法制史研究に直接有効な史料を含むものは、管見の限り、明代中期一件、清代前期一件の計二件しか見当たらず、司法・法制にほとんど論及しないのが常である。国家権力の末端に位置し、「治民官」・「民父母」と称された知県の最も重要な任務は、「錢穀」すなわち徴税と「刑名」すなわち裁判であつた。方志は、税糧や徭役について、詳しく記述する。しかし、他方の訴訟処理については、全く論及しない。おそらくは、賦役の内容や徴収方法が、各県の情況に対応して具体的な差異が存在したがゆえに、方志は記述せねばならなかつた。犯罪・紛争も決して単一ではなかつたであらうが、一応、天下に通行する規範として、律例が存在する。大方は、これに依拠して処理すれば、大きな問題がなかつたのであろう、「地方長官の参考書」たる方志は、あえて紙面を割くことをしなかつたと思われる。

しかし、そこに踏み込んだ方志が、二部存在する。本稿はまず、このきわめて特異な、それゆえに後世の研究者に

とって有用な、二部の方志、正徳『江陰縣志』と乾隆『永定縣志』を紹介する。そのうえで、数多の方志のなかで、貴重な情報を提供し、もし明清社会経済史史料の読本を編むならば、必ず収録されるであろう万曆『秀水縣志』のある記事を釈読・分析する。実は、この記事は法制史の観点からしても、興味深い情報を提供するのである。

1 正徳『江陰縣志』

【解題】

正確な数値は算定しようがないが、数千を数える方志のなかには、個性を示すものも見出される。筆者が閲読したもので、他に例を見ない、最も特異な個性を發揮した方志が、この正徳『江陰縣志』である。筆者は一九七〇年代末に、中国現存の善本を紹介する中国の書籍で、銅活字を用いたものとして、北京図書館所蔵本の写真版を見る機会があった。一九七九年、明史に関する初めての国際学会が南開大学で開かれた。事前に何とか北京図書館善本室の閲覧許可を入手し、学会終了後、北京に赴き、この書を閲覧、というよりは目睹する機会を得た。刊行は正徳年間であるが、編著者の江陰知県黃傳は、弘治年間半ばに在職しており、事実上、弘治『江陰縣志』と呼んでもよいかもしれない。

一目して何よりも眼を惹いたのは、各行に割注があるのは自然として、その割注がさらに小注を持ち、つまり行によつては四行の小注が入っているという体裁（書影4参照）であった（以下、正徳『江陰縣志』についての説明は、「瀆島一九八三」、特に「瀆島二〇〇二」第二章第二節「知県黃傳と正徳『江陰縣志』」参照）。

体裁にもまして興味を惹くのは叙述の内容であった。徽商など客商集団が出現する直前の時期、江南デルタの在村経営地主が、遠距離商業活動に出かける個別の現象を、筆者は多くは文集に収められた墓誌銘を中心とする各種伝記資料に拠って探知していたが、何と、正徳『江陰縣志』巻一、風俗、「商」の項目には、水稻農業の夏・冬の農閑期に、

多くの富民が商売に遠出するという同時期の社会現象を、明晰に記述している（瀆島一九八九）参照。一九八六年、台北の学会で報告した時、在場の多くの学者の微かな嘆声のざわめきを鮮明に記憶する。郷村の共同信仰・祭祀という前人未到の領域を開いたと自ら誇負する拙著『総管信仰』（瀆島二〇〇一）の成書は、一九八一・八二年の北京図書館における、正徳『江陰縣志』の必死の筆写を骨幹史料として実現した。そこには、故郷浙東の士大夫の伝統継承者、原理主義的朱子学徒の黃傳が、王朝権力の公認すら獲得するに至り、遍く村廟で愚劣な郷民の共同祭祀の対象となった神々、それを支える師巫（シヤウワン）の節度なき振る舞いを、淫祀・淫祠撲滅の情熱を籠めて、詳細・微細に記録している。

このように、正徳『江陰縣志』は、客商活動、民衆の共同信仰など、いずれも類書に全く記述されぬ社会現象を丹念に記述し、後世の我々に貴重な情報として残してくれた。そしてそのような特色ある記述の一つが、普通、方志で紙幅が割かれること絶無な「刑獄」篇なのである（書影4参照）。まず、宋代の拘禁施設を簡潔に紹介し、元代については「其詳無考」とする。そのうえで、当代について、「梟獄」、「獄具」、「刑名」を記述、最後に「贖罪則例」を紹介する。法定の刑は、「刑名」の項で述べられるのは、伝統的な「笞杖徒流死」の五等刑である。なお「獄具」の項に、拘束具として徒罪以上の重罪犯の「鐐」、軽罪犯の「鉄索」が挙げられている。しかし、附加の体刑として既に出現していた（本稿『皇明條法事類纂』参照）はずの「枷号」については、全く記されていない。贖罪は「凌遲」を除き斬・絞以下、銅錢・鈔・米が、詳細に記されている。思うに、財力から見て支弁能力を備える犯人には、実刑を科すよりは罰贖で代替したほうが、官憲は行刑のコストを省くことができ、かつ衙門には自由処分が可能で、いわゆる「無礙」の財貨が入ってくる。現実には、贖罪で実刑を逃れる罪人も少なくなかったであろう。刑獄篇の紙幅の半ば以上がこれに充てられているのも、それゆえであろうと推定される。

かつてこの方志は、孤本を北京図書館が所蔵し、寸分違わぬ写本を上海図書館が所蔵していた。前者は部分の写真すら許されなかったが、何と後になって、上海図書館の写本は普通書扱いであり、電子複写まで認められることが判

明した。二〇一一年、上海図書館は、国家図書館出版社の『著名図書館蔵稀見方志叢刊』の一部として『上海図書館稀見方志叢刊』を刊行し、そのなかにこの正徳『江陰縣志』も収められた。七〇年代末から中国で史料探索を開始し、まずは史料へのアクセスに悪戦苦闘した後、筆写に追い捲られた苦い思い出が累積している老学徒には、隔世の感を抱かせるのである。

以下、死刑の確定に関する手続きをやや詳述する文章を紹介しよう。

【史料Ⅳ】 書影 4

正徳『江陰縣志』卷五、刑獄、国朝

① 原文 ◇は空格

其制。笞杖以下、府州縣自決、徒流以上、申呈監察上司詳允。死刑、既經詳允監候、監司會審無異、縣申州府、轉申刑部再詳、部行大理寺、評可類◇奏、請◇旨定奪。每歲秋後、差刑部官、分詣各處、會同巡按御史審決。每五年又一選差法司官、分行天下、伸理冤滯。謂之審錄。又或時降◇恩命、輕減刑罪、除免逋負。謂之寬恤。本縣自◇國初至今、犯法被誅者十人。其獄成而瘦死者、不在數。徒流遷徙充軍者、比屋無算。其亦異乎宋志所云矣。嗚呼悲夫。

② 訓読

其の制。笞杖以下は、府州縣自決し、徒流以上は、監察上司に申呈して詳允す。死刑は、既經に詳允せられ監候ならば、監司會審して異なる無くんば、縣より州・府に申し、刑部に轉申して再詳せしめ、部より大理寺に行し、評して可ならば類奏し、旨を請ひて定奪す。每歲秋後に、刑部の官を差し、分ちて各處に詣らしめ、巡按御史と會同して審決せしむ。五年ごとに又た一たび法司の官を選びて差し、分ちて天下に行き、冤滯を伸理せしむ。これを審錄と謂ふ。又た或いは時には、恩命を降し、刑罪を輕減し、逋負を除免せらる。これを寬恤と謂ふ。本縣、國初より今に至るま

で、法を犯し、誅せらるる者十人。其の獄の成るも瘦^ほ死せし者は、數に在らず。徒流にて遷徙^{せんし}せられ軍に充てられし者、屋を比^ひね算ふる無し。其れ亦た、宋志の云ふ所に異なれり。嗚呼^{ああ}、悲しい夫^{かな}。

③ 語釈

〈申呈〉 上級官衙・長官に下級から文書を呈上する行為、またその上行文書。〈監察上司〉省レベルには、事実上の行政長官として巡撫が、また監察官として巡按御史が存在した。兩者とも、官衙（名目上の官職）は中央の最高監察機関「都察院」の官名を帯びていた。〈詳允〉 上級が審査のうえ、批准すること。〈監候〉「監」とは州・県衙門に在り、未決犯を拘禁した牢獄（現在の拘留所）。「候」とは待つこと。天子に奏請して聖旨が下り、死刑が決定した犯人は、即時執行の「立決」と「監候」に分けられ、後者は州県の「監」に収容され、毎秋に繰り返される審査。『「秋審」を待つ（六）清代刑事裁判関連史料」参照。体力・気力・財力と強運に恵まれて生き続けることができれば、最終的に減刑され、死刑を免れることもあった。〈監司〉「監察上司」。〈州・府〉明清時代、州と県は同級の地方官庁であり、直接に民を管轄した。その上級が府である。ただ、州には、下部に県を持つものもあった。〈大理寺〉中央政府の九寺の一。明清時代には、刑政に関する論議に参与する他、死刑犯の再審査が主たる任務であった。〈定奪〉決裁。〈秋後〉秋収、つまり旧暦一〇月の秋の収穫の後。〈逋負〉 国家に納める税糧あるいは地主へ納める佃租などの滞納。天子の恩命の場合、税糧の滞納分の免除もあった。〈寛恤〉「恤」は、貧者を憐れんで施しをする。〈獄成而瘦死者〉「獄」とは古典漢語では「審判」のこと。もちろん、「牢獄」を意味することもある。「獄成」とは、死刑判決が既に確定し、地方州県で監候に処された状態を指している。「瘦死」衰弱死。古典漢語では、おおむね獄中での缺食・虐待による死亡を指す。〈國初〉古典漢語の「國」に、stateあるいはnationの意味は皆無。原初は、全天下のうちの分封された領域。やがて「王朝」の意味が出てきた。ここで「國初」とは明朝初期の意。〈遷徙充軍〉明清で「監」は、未決監であり、行刑施設ではなかった。徒刑＝懲役は驛通・鉞場などで執行された。また「流刑」は、遠近の「衛所」で軍務

に服した。「遷徙」とは強制移住。(『宋志』)宋代の方志。明代弘治年間の黄傳は、宋代の『江陰縣志』を観ることができたのであろう。現存せず、我々が閲読可能な江陰県最古の方志は、この正徳『江陰縣志』である。なお、この記述からすれば、宋の江陰県志にも刑政に関する記述が有った可能性がある。

④ 和訳

裁判・行刑制度について。笞杖以下の軽罪は、府州県で最終決定できる。徒刑・流刑以上は、巡撫・巡按に上申して決裁を仰ぐ。死刑が「立決でなく」監候の場合、巡撫・巡按に合同審査させ、「県の上申に」疑点なければ、「あらためて」県から州・府に上申させ、「州・府から」刑部に転申し、刑部は再審査し、結果を大理寺に「平行文書で」送り、「大理寺が」評議して可であれば、「同じ範疇の死刑案件と」併せて上奏し、聖旨を乞うて最終決定する(以上、監候死刑囚の処置)。秋収の後、刑部の官員を派遣し、各地「の州県」に到らしめ、巡按御史と会同して、死刑監候の囚を再審理させる(以上、「秋審」)。さらに五年ごとに一回、法官を選んで派遣し、全国各地に分遣し、獄囚に冤罪・滞留の有無を調査せしめる。これを「審録」という。時に、天子から、減刑や滞納免除の恩命を頂くことがある。これを「寛恤」という。我が県で、国初から現在まで、法を犯して死刑を執行された者は一〇人である。ただこの数字には、死刑判決が確定しながら、「監候の間に、飢餓や虐待や病気で」衰弱死したものは含まれていない(「が、かような制度のもと、相当の数に上るであろう」。徒刑・流刑で「遠方で」服役し、強制移住や軍衛に入れられた者は少なくない。「かかる明代の情況は」宋代方志の所伝と大きく異なっている。何とも悲しいことではないか！

【解説】

明代中期弘治年間(一四八八―一五〇五)、現行の裁判と刑政について、地方衙門の長官の眼から制度を叙述したものであり、貴重な史料といえるであろう。問題点、あるいは注目をまとめておこう。

第一、死刑判決について。我々は清代の死刑判決に至る過程については、すでに「滋賀一九八四」第一章第一節から知識を得ることができる。それは、i 州県の初審から上って、ii 地方では督撫に到り、iii 刑部に送られ、iv 刑部から天子に上奏され、v 天子は三法司の会審に下し、vi 会審の覆議が再び上奏され、vii 最終審天子が裁可して決定するが、viii 立決¹即時執行か監候²待機再検討という過程を通るものであった。黄傳は、既にviiで死刑・監候が確定した後から説き起こし、地方州県衙門の監に在って最終決定を候³つ死刑囚の、審決の過程を記述している。多くの史料は、中央の眼から述べられてきたが、下級地方衙門からの記述は珍しい。ただ南直隸に属し、他省常設の按察使司を缺き、刑部直轄のこの地方では、巡撫・巡按の審査の後、改めて府・州から直接に刑部に上申させる制度となつてることが確認される。

第二、監候処分で、地方監獄に留め置かれる死刑囚の「秋審」「という用語は明示されていないが」、及び「審録」が既に明代中期に実施されていることを、自ら地方官の眼をもって記述している。興味深いのは、監候・秋審・審録等現行制度を述べるだけではない。死刑二審制・即時執行の、現代中国の制度は置いておくとして、現今の我々の制度に比べても、建前だけ見れば、何と配慮された慎重なシステムであろうか。審査を重ねに重ね、最終裁判所たる皇帝も、さらに「監候」「秋審」という減刑の機会を与える。貴重なのは、地方衙門における運用の実情に触れていることである。このシステムの恩恵に、実際に浴し得る獄囚がどれだけいたであろう。現実には設備・獄吏ともに劣悪な「監」に在って、監候の間に、衰弱死をするものが絶えなかったと江陰知県黄傳は語り、悲憤の思いを吐露するのである。

それにしても残念。黄傳以外の明清の治民官や士紳は、なにゆえ、方志にこのような地方衙門の刑獄の具体的運用・実相を記録してくれなかったのか。まことに遺憾に思う。

2 乾隆『永定縣志』

【解題】

数多の清代方志のなかで、今までのところ唯一、法制を直接詳述するものとしてこの方志を紹介したのは「瀆島一九九三」である。【解説】で詳述するが、小作人の年貢滞納を衙門に訴えた場合、官憲は適用依拠すべき律例が皆無という現状に苦しむなかで（「3 万曆『秀水縣志』」参照）、個々の地方官ないし官衙には、刑律・賊盜「白昼搶奪」律の「搶禾」例を適用したケースが多々存在していたのではないかと推定した（「瀆島一九八二」五五八～五五九頁。「瀆島一九八六」）。そして、同様の課題を追求していた三木聰氏から、まさしく「搶禾」例を運用している実例として、この乾隆『永定縣志』を紹介され、関係部分を恵与された（「三木二〇〇二」）。この方志では、「其（『大清律例』）の切に永〔定縣〕に用ゐる者」として、多くの律例の具体的適用を詳しく述べている。

乾隆『永定縣志』は、福建省図書館を始め、全国各地に所蔵されているが、日本には全く存在しなかった。しかし今世紀に入って、まず、影印本が、『故宮珍本叢刊』第一二二冊に収められて刊行された（海口、海南出版社、二〇〇一年）。最近には、福建省地方誌編纂委員会が整理した、簡体字の排印・標点本が刊行された（廈門、廈門大学出版社、二〇二二年）。いずれも日本各地に収蔵されており、これまた閲覧は容易となった。

かかる異例の叙述がなされた動機は、那辺にあったか。この記事の冒頭には、序文に相当する文章が記されている。仮に「前文」と呼び、【史料V】としてとりあげておきたい。

「前文」に続けて、律例の各条について、罪の重事・細事、刑の軽・重を問わず、きわめて詳細に本地での運用について記述している。ここでは、田地の売買に関する「賣産」の項の、「絶賣找佃」（「岸本一九九七」参照）をめぐる法的処置を明示し、さらにその背景の世情を述べた記事を取り上げ、【史料VI】として紹介する。

【史料Ⅴ】

乾隆『永定縣志』卷五、兵制志、刑法、前文

① 原文 ◇は空格

古之言牧民者、曰養、曰教。今之言牧民者、曰錢穀、曰刑名。一行作吏、輒詢其地稅糧若何、案件若何、以是爲繁簡之準、而幕客・家人亦緣以酌其多寡焉。然則刑法殆治邑之半事也。今郡縣志書、罕有記及此者。蓋以律例定自◇朝廷、天下共守、非一州一邑之事也。世輕世重、又非一日一時之事也。然就一邑之易犯者、依約律例示、民知所遠、罪以無失乎。縣諸象魏之意、而邑之利弊附註之、俾有官君子因俗爲治、庶幾馴致於囹圄・庭羅之化焉。不猶愈於集叢談、纂雜記之紛紛乎。有明刑多冤濫、洪武・永樂率用重典。英・憲而後廢・衛之禍尤烈、然皆勳戚王公・內外臣僚受之。其所以齊民者未嘗不簡覈也。『大明律』三十卷四百六十條、國朝因之。「擡頭」列聖建中、敷治條例、遞有斟酌損益。欽恤之仁・平允之義、兩無遺憾矣。其切用於永者。

② 訓読

古の牧民と言へるは、養と曰ひ、教と曰ふ。今の牧民と言へるは、錢穀と曰ひ、刑名と曰ふ。一たび行きて吏と作れば、輒ただちに其の地の稅糧は若何、案件は若何と詢ひ、是を以て繁・簡の準と爲し、而して幕客・家人も亦た緣りて以て其の多寡を酌む。然れば則ち、刑法は殆ど治邑いふの半事なり。今郡縣の志書は、罕まれに記の此れに及ぶ者有り（記ノ此レニ及ぶ者有ルコト罕まれナリ、と訓ずるも可）。蓋し、律例は定むるは朝廷よ自りするを以て、天下は共あて守り、一州一邑の事に非ざるなり。世に輕んじ世に重んずること、又た一日一時の事に非ざるなり。然れども一邑の犯し易き者に就きて、約律に依りて例示せば、民は遠とくる所を知り、罪は以て失あやつ無からんか。これを象魏かに縣かぐるの意にして、而して邑の利弊は附註もて之れを註すれば、有官の君子をして俗に因りて治を爲さ俾しめ、囹圄か・庭羅を馴致するの化に庶幾ちかからん。猶なは叢談を集め、雜記を纂むの紛紛たるに愈まざらんや。有明は刑に冤濫多く、洪武・永樂は率ね重典を用ひ、

英・憲より後は、廠・衛の禍、尤も烈しく、然れば皆な勳戚王公・内外臣僚これを受く。其れ齊民たる者の未だ嘗て簡覈かんかくせずんばあらざる所以なり。『大明律』三十卷四百六十條、國朝は之れに因る。列聖、建中するや、條例を敷治し、遞たがひぎて斟酌・損益する有り。欽恤きんじゆつの仁・平允の義、兩つながら遺憾無きのみ。其の切に永に用ゐる者。

③ 語釈

〔繁簡〕州・県の治政の煩雜・簡易の別。〔吏〕古くは官吏を意味した「当時、官は官署、あるいはその建物」。宋代以降、官は官品を有する官員、吏はその下の胥吏を指すのが一般の用法である。ただ典雅な文章では、古に倣つて官員を「吏」と呼ぶことがある。〔幕客・家人〕「幕客」は「幕友」ともいう。官員ではないが、専門知識を有する士人であり、地方官の幕僚を務める。一番下級の知県の場合でも、最低、財政（＝錢穀）と裁判（＝刑名）担当の二人を招いていた。「家人」は奴僕。そのなかには「書奴」と呼ばれる書写を良くする者も含まれることがあった。〔郡縣〕秦漢時代の郡県制は下つて州郡県の三層になったが、隋文帝は郡を廃止した。このうち、「郡」は、唐宋の州、元の路、そして明清の府の雅称として用いられる。〔治邑〕「邑」は元來、殷周時代の周囲を囲壁で囲まれた聚落のこと。やがて、下つて「州・県城」、さらには「州・県」の雅称となった。〔縣諸象魏〕「縣」＝懸、かける。「諸」＝之於、「コレヲ」ニと訓ずる。「象魏」は臬衙大門の高樓。昔時、布告は臬門に高く掲げられたという。〔囹圄草・庭羅〕「囹圄」＝牢獄。「庭」＝法廷。ここでは、刑事犯罪と民事紛争と解釈しておく。〔有明〕清代の前朝「明を指す。有は亡んだ前朝に冠する字。〔英・憲〕英宗（正統一四三六～一四四九。土木の変で捕われたが、復位して、天順一四五七～一四六四）、憲宗（成化一四六五～一四八七）。〔廠・衛之禍〕宦官が権力を事実上掌握した時、秘密・特務警察機関として、「東廠」と「錦衣衛」が猛威を振るつた。〔齊民〕「一君万民」の理念の下、臣民は「齊ひとしく」天子の民である。〔簡覈〕「簡核」に同じ。調べる。〔建中〕天下共有の中正の道を建立する。即位の意。

④ 和訳

古代には、「民を牧める」という場合、「生活を成り立たせる」養と、「善導する」教が任務であった。現代の牧民官は、錢穀と刑名が主任務であるがゆえに、一たび地方官に赴任すれば、即座に其の地の税糧はどうか、訴訟はどうかと詢ね、この二事をもつて、その県がそも繁なるか、そも簡なるかの準とし、そうして幕客・家人も何人招くか、これに縁つて酌量する。そうであるとすればすなわち、刑法は州県の治政のほとんど半分を占めることになる。現今の府県の志書は、この領域を記すことをほとんどしない。なぜかといえは、そもそも律例の定めは朝廷より出るものであるから、「空間的には」天下がすべて守るものであり、一州一邑に限られてはいないのである。「そして時間的には」世々代々、その軽重が定まってきており、これまた一日一時のことではないからである。

そうはいつても、一県の犯しやすい罪について、約律に依つてそれを例示せば、民も避けねばならぬ所を知ることになり、誤つて罪に陥ることもなくなろう。つまり、「方志にこの分野の記述を載せるのは」、昔時、新令の布告を県の大門に高く掲げたと同じ趣旨である。そして、本県の利害を「各条の」註記に加えておけば、来任された君子諸賢が、当地の習俗によつて治政をなすこととなり、犯罪・民訟を減らし、教化に近づくこととなろう。「つまり、刑政と言ふ領域に留意したこの方志は」雑多な伝承を集め、諸々の記事を纂める「常套的な方志の」紛紛たるに比べ、大いに勝っているのではないか。

前朝の明には、刑に冤罪・濫刑が多かった。洪武・永楽はおおむね重刑を用い、英宗・天順年間、憲宗・成化年間以降は、「宦官の専横はなほだしく」、とりわけ「東廠」と「錦衣衛」の惨禍は激甚であり、勳戚たる王公や内外の臣僚まで、皆この弾圧を蒙った。それひとしく天子の臣民たる者、いまだかつて「律法に」無理解であつてはならぬ理由である。

『大明律』三〇卷四六〇条、我が天朝はこれに因る。歴代聖天子は即位せらるるや、条例を遍く布き、あいついで斟酌・損益され「た結果、変化・廃止・増加し」たものが存在する。天子の欽恤の仁・平允の義、ふたつながら充たさ

れて遺漏はない。その切に我が永定県に適用する者〔を列挙する〕。

【史料VI】

乾隆『永定縣志』卷五、兵制志、刑法「凡盜賣田宅」条、「賣產」

① 原文

賣產、有絶賣文契竝未注有找貼字樣者、概不准貼贖。賣主復行告找・告贖、照不應重律、杖八十。如契未載絶賣、或注定年限回贖者、竝聽回贖。若賣主無力回贖、憑中公估。「後略」「以下同條末尾小注」昔人淳樸、凡賣契不註回贖字樣者、即爲斷賣、不更註絶賣等字。後來、頼贖頼找者、動稱契雖不註回贖字、亦未註不准回贖字、以致訐訟。今人寫絶賣契、遂有「一賣百休、斷腸絶骨洗業、永不許異言收贖找價」等字樣。亦足見世情淳漓之分矣。

② 訓読

産を賣るに、絶賣の文契に、竝べて未だ注して找貼の字樣有らざる者有らば、概ね貼贖するを准さず。賣主、復行找を告し贖を告さば、「不應重」律に照らし、杖八十。如し契に未だ絶賣と載さず、或いは年限・回贖を注定せざるは、竝べて回贖を聽す。若し賣主の回贖に無力ならば、中に憑りて公估す。「後略」「以下同條末尾小注」昔人は淳樸にして凡る賣契に回贖の字樣を註せざれば、即ちに斷賣と爲し、更に絶賣等の字を註せず。後來、贖を頼め找を頼むる者ありて、動もすれば「契は回贖の字を註せずと雖も、亦た未だ回贖を准さずとの字を註せず」と稱し、以て訐訟を致す。今人は絶賣契を寫くに、遂に「一賣して百休し、腸を斷ち骨を絶ちて業を洗ひ、永へに、言を異へて收贖・找價するを許さず」等の字樣有り。亦た世情の淳漓之分を見るに足らん。

③ 語釈

〈産〉産・業・産業は、土地・家屋等、不動産を意味する。〈絶賣〉伝統中国では、不動産（産・業・産業）の売買に、

「回贖」権（贖回）とも。買戻し）を保留する活売・典売と、保留しない絶売・断売があった。（找貼）絶売でありながら、売主が代金の追加を求め、時に際限がないこと。明代中期から徐々に盛んになってきた。江南デルタ社会の商業化（米価上昇などにもよる、既売却地の資産価値の上昇）と無縁ではなかった（岸本一九九七）。（者）もちろん「モノ」と訓してもよいが、このように人間を指していない場合、「場合には」の意に読んでもよい。（復行）「マタオコナフ」と訓ずることも可能である。しかし古典漢語（のみならず現代でも）は二音節化する傾向が著しく、しばしば「行」は一字の副詞を成り立たせる無意味の虚字であることが少なくない。（「不應重」律）『明律』を承けて、『大清律例』卷四四、刑律、雜犯「不應爲」条にも、「凡不得應爲而爲之者、笞四十。事理重者杖八十。」小注…律無罪名、所犯事有輕重、各量情而坐之。（凡て應に爲す得^ずきでないのに、之を爲した者は、笞四十。事柄の重い者は杖八十。「小注…律に罪名がないが、犯す所に輕重有り、それぞれ事情を酌量して坐す）」とある。『明律』を承けているが、薛允升『讀例存疑』「一九〇五年」には、この小注は「順治三年に修改」とある。正しく近代刑法の「罪刑法定主義」理念にはそぐわぬ規範といえるが、至極便利なこの条規を、官憲は頻繁に適用した。（無力）法制上の概念で、罰贖などに負担能力のない貧民をいう。対語は「有力」。（憑中）「中」「中人」とは、仲介者、あるいは立会人・証人を兼ねる。契約文書には必ず出現する。「憑」は依る。（頼）宋代頃までは、我々も常用の「タノム」「タヨル」の意味で使われているが、元明以降、「強要する」・「脅す」、「たかる」・「不払い（溜め込む）」など、しばしば、マイナスの意味でも用いられるようになる。モンゴル語起源か？（評訟）「評」は他人の行為を暴いて告発すること。「評訟」は、訴訟という意味で用いるが、やマイナスの臭いを帯びる。（百休）すべて、要求・抗議・苦情を休^やめる、の意か。

④ 和訳

不動産を売却した際、絶売の契約を立てるが、その証文に「找・貼」の文言が一切書かれていない場合は、全て「貼」代価追加）や「贖」買戻し）を認めない。売主が、追加や回贖を求めて告訴した場合、「不應爲」律の「重」を適用し、

杖八十を科す。もし売契に「絶売」と記載せず、あるいは回贖の期限を注記していない場合は、買戻しを認める。売主が買戻しの資金を持たぬ場合、仲介の証人に依って競売する。

昔、人は淳樸であり、売契に回贖の文言が書いてなければ、ただちに断売と為し、ことさらに絶売等の文言を契約に注記することはしなかった。後來、「絶売のはずなのに」贖（買戻し）を強要し、找（代金の上乘せ）を強要する者が出現し、ややもすれば、「契約には回贖の文言は記載されていないけれども、かといって、回贖を認めないとの文言も書かれていない」と主張し、訴訟に及ぶことがある。今、人は絶売契を書く際に、「一たび売った以上は、今後一切何も申しません。骨身の髓まで、きれいさっぱりと売渡し、約言を違えて取贖・找価などとしえに致しません」等の文言を記載するようになった。古今の世情が、純朴と浮薄に異なつて来たことを見る事ができよう。

【解説】

きわめて稀少な、方志が記述する法制関係史料を紹介した。民を直接統治する「父母」の官たる知県の書き残した記事は、国制の具体的運用の情報を提供してくれた。

ところで、常識・慣習を無視して、これらの方志は、なにゆえに法制に紙幅を割いたのか。前掲【史料IV】の知県黄傳については、その素懐についてやや詳しく追跡したことがある（『瀆島二〇〇二』第三章第一節）。彼は、浙東朱子学派の正統な後継者として、朱子学原理主義の立場から、澆風の是正に心血を注いでいた。彼は一見温情に見える監候が、実は死刑を科された獄囚にとって、悲惨な結末をもたらしている現実を批判したのである。

では乾隆『永定縣志』の編述に従事した士大夫・士人たちは、どんな動機から「刑法」志を書いたのか。明代前期の冤枉・濫刑、中後期の宦官の跋扈と虐待、これらに鑑みれば、臣民ひとしく律法の知識を疎かしてはならぬ、とする。

この方志の編纂者は二人、知県伍煒と正宗郷紳の翰林院庶吉士王見川とされる。そしてさらに、「民国三四年」つまり一九四五年に永定県人林上楠が著した『修永定縣志名流姓氏考』には乾隆志の編纂に際し、知県伍煒が、「江西安福の挙人鄒貽善を内署に延まねいた」としている。いわゆる幕友として招聘されたのであろう。これら三名を始め、参与した士人（多くは生員層）たちの、学術・文化背景を探り、その積極的動機を考えることは、今後に残された課題である。

3 万曆『秀水縣志』

【解題】

すでに本稿冒頭の総説で、方志の機能と、明清史研究におけるその価値について述べた。特に、社会経済史研究の領域で、豊富な方志史料を駆使した先学は、藤井宏・西嶋定生両氏であった。このうち、藤井氏は、安徽省南部出身の徽州商人が江南デルタに進出し、勢力を拡大するなかで、府・州・県城、いわゆる都市のみならず、農村にも入り込み、農民と直接に経済上の関係を持つに至った現象として、この【史料Ⅶ】を紹介した。彼らの研究方法は、その後の日本学者の社会経済史研究に大きな影響を与えたこととなった。

そもそも日本の明清社会経済史研究は、一九四九年の中国革命に大きな刺激を受けていた。中共は、いわゆる「封建」の消滅を説き、その核心的事業としての土地改革における地主制の解体、すなわち佃戸の解放、自作小農民の創出を、大きな成果と誇っていた。日本の少なからぬ研究は、土地改革で中国の歴史の結論が出たという前提のうえに、時代を遡って地主佃戸関係を実証分析する方向を大きな特徴としていた。

このような状況のなかで、この万曆『秀水縣志』の抗租記事が注目を集め、ほとんどの学徒が暗記するほどに読み込み、和訳も幾つか出されている。筆者は、この記事を再読し、従来の分析ではいまだ語られぬ問題を見出した。そ

の詳細な考察は別稿に譲り、本稿では特に法制との関連を中心に分析を試みる。

秀水県とは、浙江省嘉興府の府域内に、嘉興県とならんで県衙が置かれた、いわゆる「附廓」の県である。人口増加に基づく行政事務の繁多のゆえに、明代中期、嘉興県から秀水県が析置されたが、地域社会としての一体感情は嘉興県と共有しており、民国以降の新行政区画から今日まで、秀水という区画は存在しない。ちなみにこの県名は、嘉興府の宋代の行政区画『秀州に由来する。つまり、万暦『秀水縣志』に描写記述される県情は、嘉興県にも共通していたと推定することができよう。

万暦『秀水縣志』は万暦二四年（一五九六）に刊刻された。万暦刊本は中国国内に三種残っているようであるが、民国一四年（一九二五）に鉛印本が出版され、特に一九七〇年、台北・成文出版社の『中国方志叢書』第一期、華中部分に収められ、世に広く出回り、閲覧はきわめて容易となっている。

編纂者は名義上、知県李培とされるが、実際には最長老の郷紳黃洪憲であったと考えられる。方志編纂の代表に、長老級の郷紳の名が挙げられるのは、ごく普通の現象である。しかし黃洪憲は、名義上の代表にとどまらず、実質上、内容の編纂・記述にも深く関わっていた。同志卷一、輿地志の「方域」以下、各項目にはすべて開頭に小序に相当する文章があり、末尾に論評にあたる「論」が付されている。そして、その小序・論評が、黃洪憲の文集『碧山學士集』に収められているのである。つまり、大郷紳黃洪憲が、多くは生員クラスの執筆者の原稿を、査閲・添削するのみならず、本文の叙述そのものにまで、積極的に加わっていたことは明確である。

黃洪憲は、どのような家族に属していたのであろうか。詳細は別稿に譲るが、彼の家系は、複数の進士を輩出した異例の士大夫家族であった。元來、黃氏は明初に嘉興千戸所所属の軍戸として、江西から嘉興に移住してきた庶民である。多くの江南の士大夫家族と同様に、この黃氏も家譜は所蔵しなかった。自らも嘉興出身の著名な社会学者潘光旦が、嘉興の「望族」を紹介した時に（『潘一九四七』）、黃姓では黃洪憲の家系のみを挙げている。庶民から胥吏出身

の雜職官にまで昇つて来た黄氏は、洪憲の父録の進士獲得（嘉靖三五年）から正宗の士大夫家族に上昇した。

洪憲は録の二男である。隆慶五年（一五七二）、第二甲第一三名をもって進士となり、庶吉士を経て翰林院のエリートコースに参入し、官は「少詹事兼侍讀學士、掌院事」にまで進んだ。しかし、張居正没後の評価をめぐり、輿論と意見を異にして高く評価した結果、批判を浴び、養老を乞い、家郷に退隱し、万曆二八年（一六〇〇）、六〇歳で死去するまで家居を続けた。つまり父子二代進士となっているわけだが、それだけにとどまらない。万曆五年（一五七七）には洪憲の兄正色も第三甲で進士に合格し、さらに続けて一四年（一五八六）には、洪憲の長子承玄も進士となり、一家から四名の進士を輩出したのである。ここに多数の士紳を擁する、きわめて特異な士大夫家族が出現した。家郷秀水・嘉興県における郷紳家族黄氏の勢威は、誰も疑えないであろう。主題の万曆『秀水県志』の成立刊行は、万曆二四年（一五九六）、つまり黄洪憲五六歳の時である。この方志には、嘉興代表の大郷紳、黄洪憲の思考・主張が全巻を貫いていると考えて誤りはあるまい。

【史料VII】

万曆『秀水縣志』卷一、風俗志、農桑、十月条

①原文 「段落は、筆者に依る」

十月。治穀米、輸租。

往時、穀既登、麥種畢、富農高廩蓋藏稍貯、額賦供官、佃農輸租大家、貯其餘以備春作。嬉嬉如也。

邇來、富商設米典、佃農將上米質銀、別以下中者抵租、雖豐歲輒稱歉收、遷延逋負。

日者莒上奸民聚黨相約、母得輸租巨室。近雖稍息、然亦漸以成風。

官司催科甚急、而告租者或置不問。于是、稱貸完官、而田主病。小民得銀耗費、滿課爲難。其後利歸典商、日復一日、

逋負益積、而佃丁又病。兩者交病、而廩庾焉得不匱、閭閻焉得不貧也。

論曰。冠雖敝、弗以苴履。余里薦紳、多逡巡自好、其在愿民安田里、亦不出跬步。獨奸毗雕悍、近踵吾閭亂萌、皆思以訟爲市、告訐成風。士大夫翕肩累足、雖以萬石家、醇謹猶虞掛。

② 訓読

十月。穀米を治め、租を輸む。

往時は、穀既に登じ、麥種畢らば、富農は高廩・蓋藏に稍しく貯へ、額賦は官に供し、佃農は租を大家に輸め、其餘を貯へて以て春作に備ふ。嬉嬉如たり。

邇來、富商は米典を設け、佃農は上米を將て銀に質し、別に下中なる者を以て租に抵て、豐歲と雖も輒ら歉收と稱し、遷延逋負す。

日者、茗上の奸民は聚黨して相約し、租を巨室に輸むるを得ざらしむ。近ごろ稍しく息むと雖も、然れども亦た漸く以て風を成す。

官司の催科は甚だ急なるも、租を告する者は或いは置きて問はず。是に于いて、稱貸して官に完め、而して田主病む。小民は銀を得るも費に耗へ、課を満たすこと難しと爲す。其の後、利は典商に歸し、日復た一日と、逋負は益々積みて、佃丁も又た病む。兩者交も病みて、廩庾焉ぞ匱しかざるを得んや。閭閻焉ぞ貧しかざるを得んや。

論に曰く。冠は敝ると雖も、苴履を以てする弗し。余の里の薦紳は、多くは逡巡自好し、其の愿民に在りては田里に安んじ、亦た跬歩も出でず。獨り奸毗のみ雕悍にして、近ごろ踵きて茗間に亂萌し、皆な訟を以て市を爲さんと思ひ、告訐すること風を成す。士大夫は翕肩累足、萬石の家を以てすると雖も、醇謹にして猶ほ掛りを虞る。

③ 語釈

〈治穀米〉穀は粃米。普通は、玄米Ⅱ糙米の状態で保存する。〈備春作〉おそらく嘉靖年間から江南デルタの小農民家

族の一年の生計は、農業だけでは充足できず、農閑には必死で家内手工業を営み、貨幣を入手し、食米（長江中流域から来る早場米の籼米^Ⅱインディカ）を購入していた。二月、春耕や苗代など農繁期に入ると、十分な時間を手工業に割けぬ。その時の食米に、自家産の粳米^Ⅱジャポニカを備蓄しておく。〈歎收〉不作、凶作。〈日者〉先頃。なお古い師の意味もある。〈米典〉「典」質屋。米を質受けする典商。〈稱貸〉食糧・貨幣などの貸借。〈茗上〉湖州の雅称^①。〈廩庾〉・〈閭閻〉「廩庾」は倉庫。「閭閻」は庶民の居住区域。筆者は、前者を国家財政、後者を民間経済と理解した。前者を地主の、後者を小作の、とする解釈が有るが、不同意。〈冠雖敝、弗以苴履〉『漢書』賈誼伝にみえる。「苴（ショ）」は「履（くつ）」の中敷きのこと。〈自好〉自重、自愛。〈薦紳〉郷紳^②。〈愚民〉善良質朴な民。〈跣歩〉片足。〈奸耻〉悪賢い農民。〈雕悍〉鷲のように荒々しい。〈苕間〉湖州府東部。「苕上」参照。〈翕肩累足〉「翕肩」は、おびえて肩をすぼめるさま。「累足」は、立つたまま脚を前後にかさね、おびえるさまをいう。

④ 和訳

〔農事曆〕一〇月、収穫した米を調製し、小作料を〔粳米で〕納入する。

昔は、収穫した米の脱穀調製が終わり、麥蒔きも終われば、富農は高廩・蓋藏^{たかくら}に少しは貯えができ、租税をお上に納入し、小作農は年貢を地主に納め、餘りを貯えて、もつて春の農事に備えた。嬉々としていた。

最近は、「収穫が終わると」富裕な商人が〔外地から農村に〕やってきて、米の質屋を開設する。小作人は、上等の米を質入れし、銀を入手する^③。年貢には、ことさらに中等・下等な米を充て、豊年にもかかわらず、不作と申し立て、ぐずぐず滞納する。

最近、湖州地方の悪い輩は、団結して盟約し、小作人が地主に年貢を納めるのを禁止した。やや下火になったようだが、どうも徐々に風潮になりつつある。

県官の租税の督促はきわめて厳しいが、「本来、収めた小作米を売って銀に替え納税するのだが、なんせ小作から年

貢が入ってこないで」、県衙に佃租滞納を告発しても、あるいは不問に放置する。やむを得ない、借金してお上に納税し、おかげで地主は疲弊する。一方、小作は銀を入手したものの、「手工業に必要な原材料の購入などに」費消してしまい「製品もコストを充たす十分な値段で売れるとは限らず」、到底、年貢納入を果たすことなどできなくなる。やがて典商への利子も積み重なり、結局、利益は典商の懐に入ってしまう、「年貢の」滞納はますます積み重なり、小作人も疲弊する。主佃両者が疲弊した。「租税が入らぬ」国家財政が乏しくならぬはずがなく、「収入が断たれた」民間の経済が貧しくならぬはずがない。

黄洪憲の意見。古来、「冠は破れてしまっても、靴の中敷きにはしない」との諺がある（ここでの冠は郷紳の比喩）。我が地方の郷紳は、皆慎重に自愛し、「威勢を世間に示すようなことはしていない」。善良質朴な農民も、故里に安居樂業しており、片足たりとて外に出張ろうなど考えていない。ひとりただ悪賢い農民の輩のみ、猛々しく振舞っている。最近、「隣境の」湖州東部で民乱が兆し、訴訟で一儲けしようと「郷紳を」告訴するのが風潮となった⁽¹⁰⁾。郷紳たちは身をすくめ、豪富でありながら、関わり合いにならぬよう、謹慎している状況である。

【解説】

社会史・経済史の眼から見た細かい分析は別稿に譲るが、注目すべき点をいくつか挙げておこう。

第一に、この文章は、嘉興とは至近の隣境で、しかも黄洪憲の直接の姻親に関わって発生した、明末の「董氏の変」と深く連関するものであった。

第二に、郷紳黄洪憲はこれを綴ること、誰への恨み、怒りを語ったか。何よりも筆頭は、米穀が手中にあるにもかかわらず、佃租を意識的・組織的、そして恒常的に滞納する佃農である。ただそれだけであろうか。従来の先学は、それ以上多くを語らない。しかし、丹念に読むと、さらに洪憲の興味深い思念が浮かび上がってくる。

彼は、佃農の次に、欠租・抗租の訴求に対し、なんら措置を取らぬ官憲¹¹ 県衙に怒りを向ける。本来は、江南デルタの財富の源泉は、地主の資産と農民の労働にある。それらが産み出した財貨はどのように転移するのか。本地の地主と佃戸のいずれでも、さらには国家でもない。落着先は、外地からやって来て、「江南デルタの商業化よりはるかな昔に設定され、それゆえに新興の松江棉業の富を捕捉することが不可能な、祖制の商税体系の下、膨大な利益を」故郷に持ち去る「徽商」である。彼らへの憤懣は大きい。

第三に、欠租の法的処理の問題である。そもそも唐律に淵源する『明律』に、「佃戸」という概念・範疇は存在しない。もし小作の反抗が暴動という形をとれば「ないわけではない。佃変と呼ばれた」、刑事事件として処理できた。しかしながら暴力を伴わぬ欠租・抗租は、処分しようにも、「法の加ふべきなし」（前節『雲間讞略』に出現）というのが現状である。

地方官衙は、なんとか知恵を絞り、他人の作物を刈り取る「搶禾」例をあてたこともあったが、巡按御史がそれを否定する事態も起こっている（瀆島一九八二五五七―五五八頁）。「不應爲」律を適用した例もある。いずれにせよ、元来、国制に「佃戸」が想定されていないのであり、地主の訴願を受けた知県・県衙も、「或いは置きて問はず」、つまり全部を無視したわけではないが、放置される場合も少なくなかったのである。

欠租・抗租の盛行は、明代後期、江南デルタと福建で始まった現象であった。両者は、農地開発が飽和状態になり、人口圧力が生じ、出口として商業化が選択されたという共通点を持つ。特に江南デルタの場合、商業化という社会変動のなかで、在村地主が激減し、地主の多くは城居（都市居住）するを選んでいった。

農民と居住空間を共有し、村落で生活していた以前の地主は、もし欠租などあれば家人¹² 奴僕を差し遣わして縛り上げ、連行してくるといった一種の自力救済で処理していた（瀆島二〇〇一）。本稿第一節『皇明條法事類纂』で附言したように、『教民榜文』は、このような在村地主階層に、事実上の裁判・行刑権を付与していた。『明律』に欠租・

抗租を取締まる規範を欠いていても、事実上、支障はなかった。

問題は、地主が城居化し、郷村の自力救済能力が失われたことである。多くの民事訴訟に混じって、地主から県衙への訴願が増加した。新たに出現した、非定制の拘禁施設の「舗」に収容された被告の多くは、納租や債務不履行の小作であったという、時人による指摘もある（『瀆島一九八二』五六〇頁）。ようやく、雍正五年（一七二七）になって、『大清律例』 刑律・鬪毆「威力制縛人」条の律例として、佃租を抗欠する佃農を処罰し、追徴する規範が、国家の通制として出現した。黃洪憲の苦渋に満ちた記述から、一世紀半が経過した後のことである。

なお、欠租の禁令が不法監禁罪に当たるとして「威力制縛人」律の律例として制定されたのは、前述した江南デルタで地主たちが行使していたような自力救済現象を反映するであろう。経君健氏は、この条例が、初め、私宅に佃農を拘禁し、私刑を加える郷紳地主の行為を禁じよう、という河南巡撫田文鏡の上奏に対し、雍正皇帝の「虐待する地主も悪いが、佃租を抗欠する佃農もよくない」との批を受けて、改めて条例末尾に附加されたものであることを実証した。明末から清代前期までの、王朝権力の欠租・抗租に対する法的措置の変遷については、江南デルタと並んで抗租が盛んであった福建の研究がある（『三木二〇〇二』）。

全く法制史料の範疇に属さないかにも見える方志の記事も、行間をたどれば、律例の成立・運用にかかわる、あるいはそこに入り込むための情報をわずかながら提供してくれるといえるのである。

註

(7) 湖州西方には、西の天目山系から流出し、東・北流して湖州城北で合流し、太湖に注ぐ、東西二条の苕溪という河流がある。ちなみに、「溪」とは、かなりの斜度をもつ自然河川であり、江南デルタ低地部では全く見られぬ地形名称である。初めてこの史料を紹介した藤井宏氏は「苕溪」の上流域と訳した。開発がまだデルタ低地に十分に下りきっていない宋代なら、その解釈が、あ

るいは妥当するやもしれぬ。しかしすでに一六・一七世紀、万暦年間である。上流地域は、すでに開発から外れた貧困地域になっていた。ここは、「苕溪の畔」と訳すべきである。事実、湖州最東部に位置し、苕溪とは地理的に全く無縁の南潯鎮出身で、家居していた郷紳、朱國楨（字は平涵）を「苕上朱平涵先生」と表現する史料もある（『瀆島一九八二』三〇七頁）。湖州、さらには苕溪はいうに及ばず、湖州府城とも関わりなき、湖州東部の最先進地域を指している。

(8) 郷紳あるいは措紳ともいう。科挙など各種ルートで官僚身分を獲得した人々を、宋代以降、「士大夫」と呼ぶようになった。しかし、明代後期、おおもね嘉靖後期から、江南デルタを先頭に、「郷紳」と呼ぶようになり、これがやがて全国に拡がり、清代には国家の法令にも用いられる法制上の概念ともなった。どの範囲を郷紳と呼ぶかについては、地域差は大きい。この史料の舞台、江南デルタでは、おおよそ、進士・舉人、及び貢生から出仕した官僚までが含まれたようである（『瀆島二〇〇二』）。

(9) なぜに、佃農たちの米穀質押、銀両入手、銀両費消という経過が展開するのか。江南デルタの商業化の核心部分の一つ、佃農など小農民家族が従事する、家内手工業がこのような事態を形成させた。家内手工業は、経営面積の過少に苦しむ小農民家族が、一年間の家計のサイクルを成立させる不可欠の一環を成していた。小山正明氏が乾隆『錫金識小録』を用いながら、このような家計状況と、佃租の未納の関係を初めて解き明かした。器具・原料・材料、そしてその間の食米購入には、原銀がどうしても必要だったのである（『小山一九五八』）。

(10) 文中に「苕上」「苕間」、つまり北西方に隣接する湖州府（帰安県・烏程県）の小民の不穏な動きが繰り返し注目されている。浙江省とはいえ、湖州東部に位置し江蘇省に近く、黃洪憲の嘉興府城からも直線距離二〇数キロメートル（きわめて平坦な水郷地帯で、遮る山や丘は全く無い）の隣境に、大鎮南潯がある。そこに董氏という進士を三代連続して出した郷紳家族が住んでいた。初めて進士に合格し、高官礼部尚書にまで昇った董份は、その奴僕が世間に横行し、あらゆる手段で膨大な土地を集積していた。元來は庶民出自の義官と、堂々たる郷紳の差異はあれ、奴僕も関与する強引な土地集積は、既に本稿で紹介した『皇明條法事類纂』の記事を連想させるものであった。万暦二〇年（一五九二）前後、ついに民衆の不満が爆発し、打ち壊しが発生した。より開明派であったとされる孫の進士董嗣成の祖父への諫めも発端となって、土地返還・回贖を求める多数の訴訟が起された。従来、何人も指摘していないが、黃洪憲の孫の生員黃申錫の妻は、何と董嗣成の娘であったことを、黃洪憲の家系を探るうちに発見した。隣接して遮るものなき苕上『南潯鎮の小民の暴動・興訟は、黃洪憲家にとっても、文字通り他人事ではなかったのである（董氏の變については、『佐伯一九五七』参照）。

【参考文献】

小山正明 「明末清初の大地所有——特に江南デルタ地帯を中心として——」(一) 『史学雑誌』六七編一号、一九五八年、

のち小山正明 『明清社会経済史研究』東京大学出版会、一九九二年所収)

岸本美緒 「明清時代における『找価回贖』問題」(『中国——社会と文化』一二号、一九九七年)

佐伯有一 「明末の董氏の変——所謂「奴変」の性格に関連して——」(『東洋史研究』一六巻一号、一九五七年)

滋賀秀三 『清代中国の法と裁判』(創文社、一九八四年)

濱島敦俊 『明代江南農村社会の研究』(東京大学出版会、一九八二年)

濱島敦俊 「中国村廟雑考」(『近代中国研究彙報』五号、一九八三年)

濱島敦俊 「土地開發與客商活動——明代中期江南地主之投資活動——」(『中央研究院第二屆國際漢學會議論文集(明清與近

代史組)』上、台北、中央研究院、一九八九年所収)

濱島敦俊 「明代の判贖」(滋賀秀三編『中国法制史 基本資料の研究』東京大学出版会、一九九三年所収)

濱島敦俊 『総管信仰——近世江南農村社会と民間信仰——』(研文出版、二〇〇一年所収)

濱島敦俊 「民望から郷紳へ——十六・七世紀の江南士大夫——」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四一卷、二〇〇一年)

潘光旦 『明清兩代嘉興的望族』(上海、商務印書館、一九四七年)

藤井宏 「新安商人の研究(三)」(『東洋学報』三三六巻三号、一九五三年)

三木聰 「抗租と法・裁判——雍正五年(一七二七)の〈抗租禁止条例〉をめぐる——」(『北海道大学文学部紀要』三七

巻一号、一九八八年、のち三木聰 『明清福建農村社会の研究』北海道大学図書刊行会、二〇〇二年所収)